

資料

各種データ

市民参加の取り組み①／
市民アンケート調査結果について

市民参加の取り組み②／
住民座談会について

市民参加の取り組み③／
市民フォーラム（第18回地域福祉セミナー）について

市民参加の取り組み④／
市民意見募集結果について

審議経過

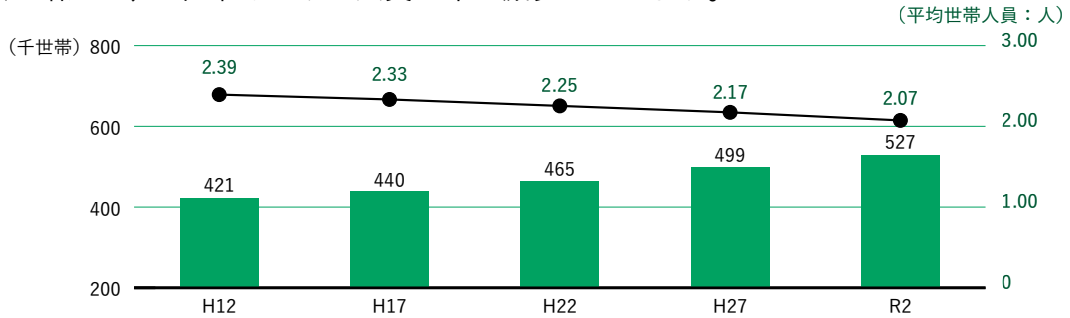
関係法令等

用語説明

各種データ

○仙台市の世帯数、平均世帯人員

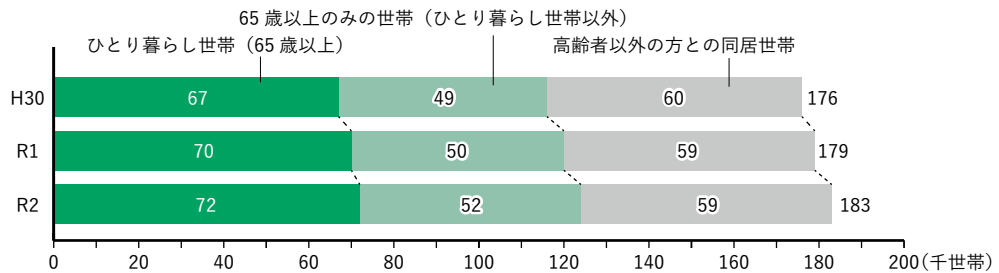
世帯数は増加し、1世帯あたりの人員は年々減少しています。



【資料】国勢調査（ただしR2は10月1日現在の推計値）

○仙台市の在宅高齢者の世帯状況

本市の高齢者のいる世帯数は、年々増加しています。高齢者以外の方と同居している世帯は若干減少している一方、ひとり暮らし世帯と65歳以上のみの世帯数が増加しています。

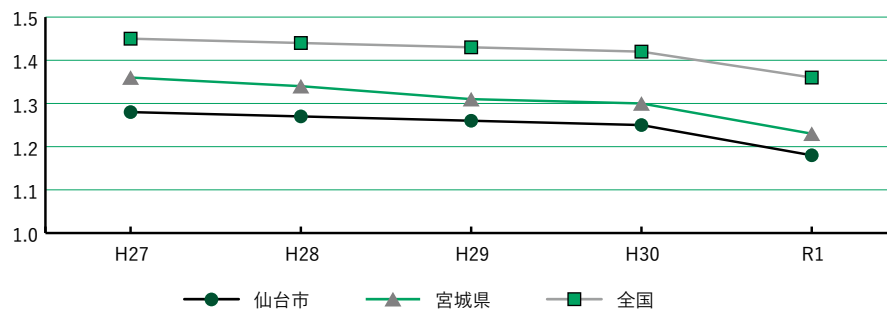


【資料】仙台市健康福祉局（住民基本台帳（各年10月1日）データにより作成）

○仙台市の合計特殊出生率の推移

仙台市の合計特殊出生率は、全国・宮城県と比較して低い傾向があり、横ばいで推移しています。

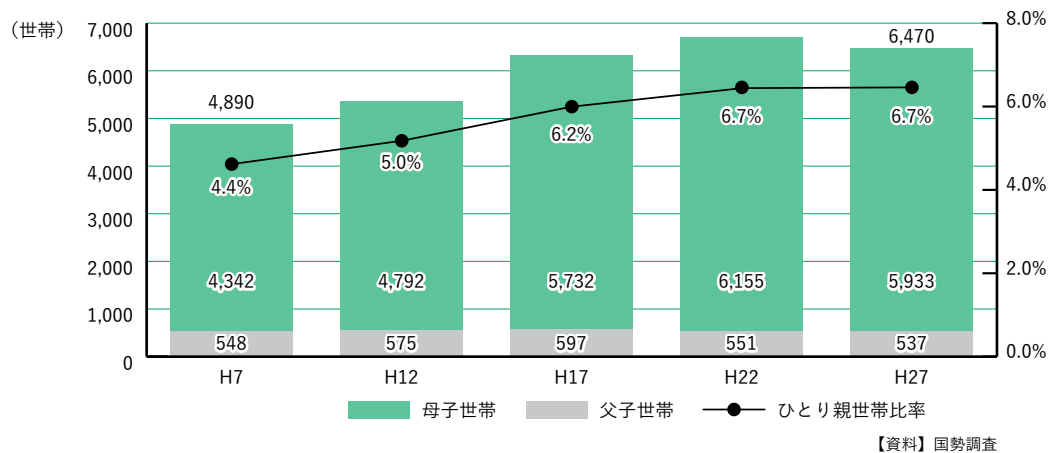
	H27	H28	H29	H30	R1
仙台市	1.28	1.27	1.26	1.25	1.18
宮城県	1.36	1.34	1.31	1.30	1.23
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36



【資料】厚生労働省「人口動態統計」及び仙台市健康福祉局（各年）

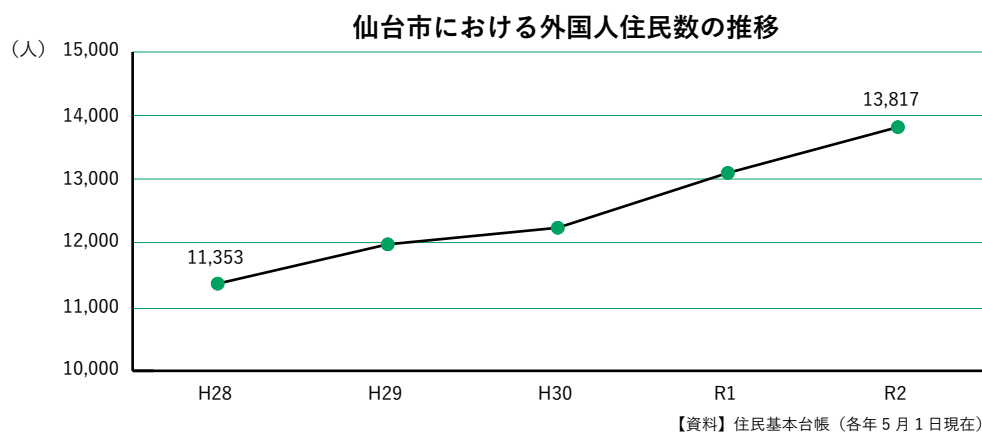
○仙台市のひとり親世帯数の推移

父子家庭は平成7年から平成27年まで、横ばいが続いています。母子家庭については平成22年まで増加傾向にあり、平成27年では減少に転じています。長期的な変化を見ると平成7年から平成27年までの20年間でひとり親世帯が約1,600世帯増加しています。



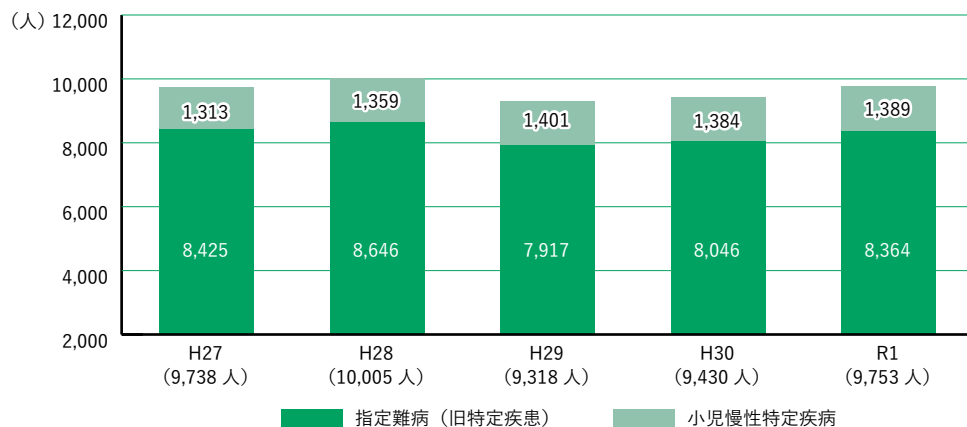
○外国人住民数の推移

本市の外国人住民数は増加傾向にあります。



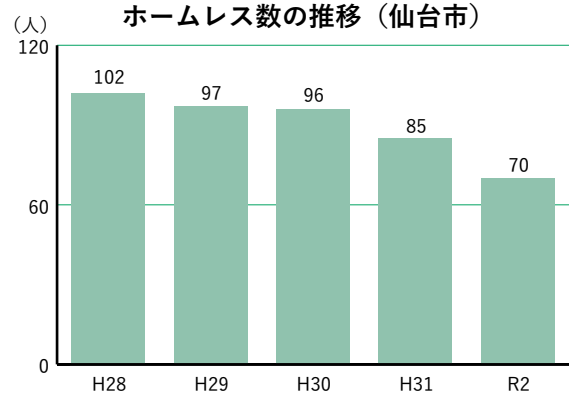
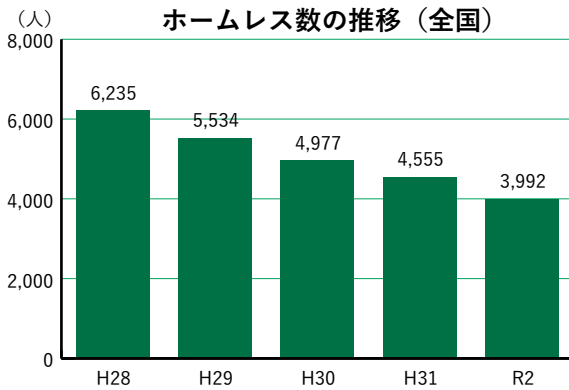
○仙台市の指定難病・小児慢性特定疾病患者数

令和元年度の指定難病・小児慢性特定疾病患者数は9,753人であり、その合計数は平成29年度に一旦減少した後は増加傾向となっています。



○ホームレス数の推移

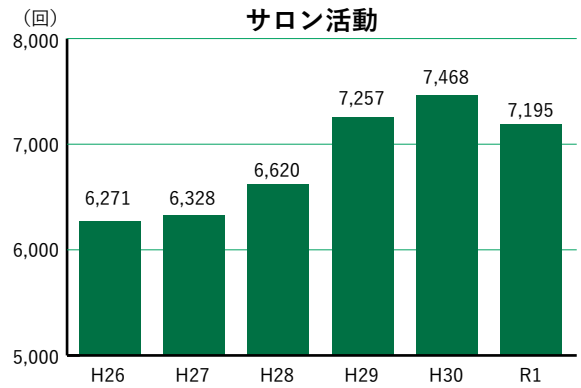
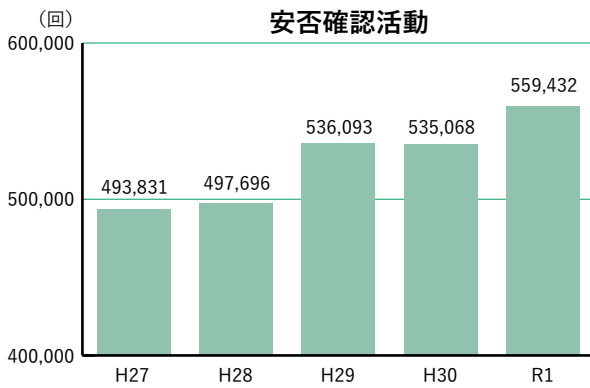
全国的にホームレス数は減少傾向にあります。本市でも令和2年にかけては減少傾向にあります。



【資料】厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」（各年1月現在）

○小地域福祉ネットワーク活動の活動件数（いずれも延べ実施回数）

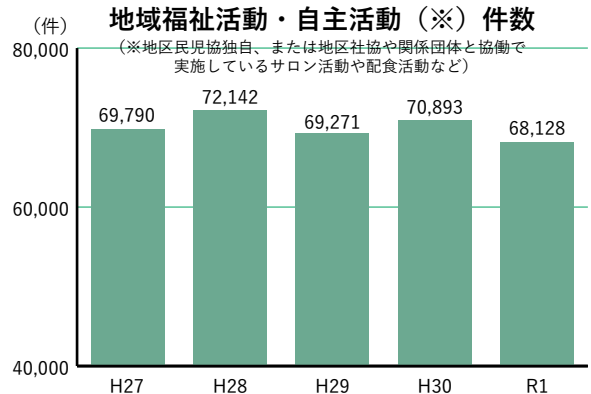
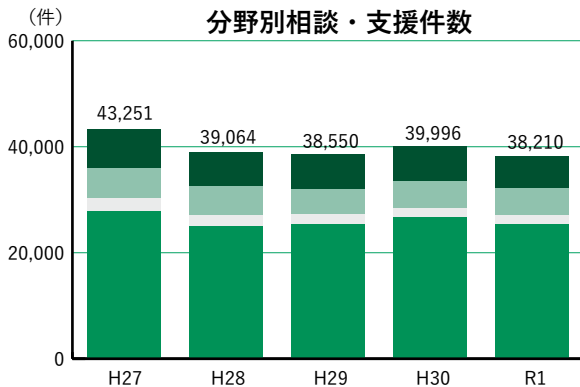
安否確認活動やサロン活動について、平成29年度までは増加傾向にあり、その後は概ね横ばいで推移しています。



【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

○民生委員児童委員の活動状況の推移

分野別相談・支援件数は、「高齢者に関すること」が最も多く、全体の約3分の2を占めています。地域福祉活動・自主活動の件数は全体的には横ばい傾向にあります。



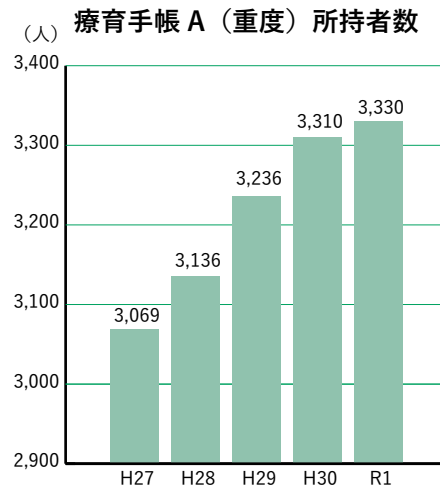
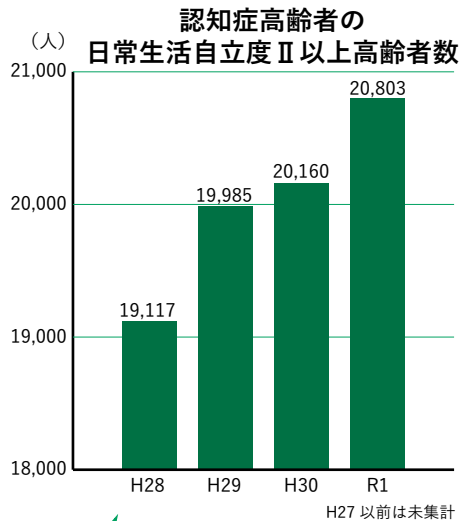
【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

■ 高齢者に関すること ■ 障害者に関すること ■ 子供に関すること ■ その他

成年後見制度利用促進関係

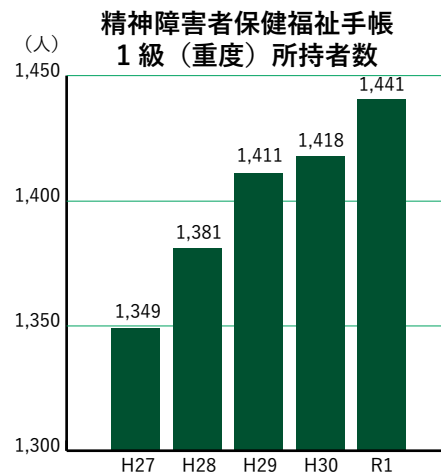
○成年後見制度の対象と見込まれる方の推移

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数、療育手帳A（重度）所持者数、精神障害者保健福祉手帳1級（重度）所持者数はいずれも増加傾向にあります。



認知症高齢者の日常生活自立度

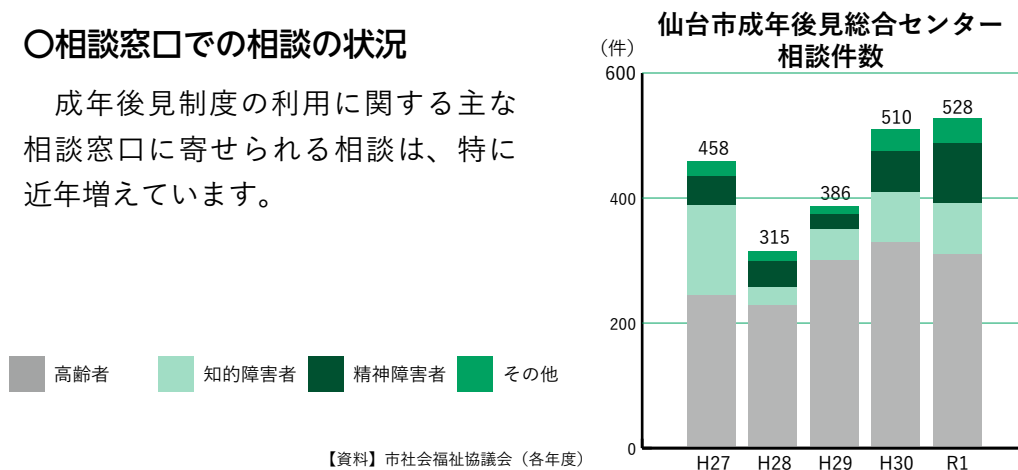
認知症と診断された高齢者の日常生活自立度の判定基準。自立度Ⅰはほぼ自立している状態で、Ⅴは常に介護が必要な状態。自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状や行動、意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態のこと。



【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

○相談窓口での相談の状況

成年後見制度の利用に関する主な相談窓口寄せられる相談は、特に近年増えています。



【資料】市社会福祉協議会（各年度）

○各相談窓口における成年後見制度に関する相談件数

(件)

	H27	H28	H29	H30	R1
区役所高齢者総合相談窓口	165	150	200	368	272
地域包括支援センター	868	779	731	680	771
区役所障害者総合相談窓口（権利擁護全般）	97	67	245	170	196

【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

再犯防止推進関係

○仙台市内警察署における刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

全国の傾向と同じく、50%前後と高い水準で推移しています。

	H29	H30	R1
検挙者数（人）	1,452	1,556	1,482
内）再犯者数（人）	739	756	760
再犯者率	50.9%	48.6%	51.3%

【資料】警察庁犯罪統計書（各年）,H28以前は未集計

○仙台市内で保護観察を受けている少年の人数

少年非行は近年減少傾向が続いています。

	総数（人）	（うち新規）	内 訳			
			保護観察少年	（うち新規）	仮退院少年	（うち新規）
平成27年	225	(117)	182	(95)	43	(22)
平成28年	202	(83)	171	(72)	31	(11)
平成29年	191	(93)	163	(79)	28	(14)
平成30年	168	(54)	143	(47)	25	(7)
平成31年 令和元年	120	(44)	101	(38)	19	(6)
令和2年	114	(52)	94	(42)	20	(10)

【資料】仙台保護観察所（各年）

※ 総数は1月1日時点で保護観察中の者と、その年1年間に新たに保護観察が開始された者（新規）の合計

※ 保護観察少年：家庭裁判所で保護観察処分の審判を受け、保護観察を受けている者

※ 仮退院少年：少年院に収容され、その後、仮退院し、保護観察を受けている者

○協力雇用主の状況

協力雇用主は、罪を犯した人、あるいは非行をした少年であることを理解したうえで、雇用し、立ち直りを支援する事業主です。協力を申し出る事業者は増えていますが、半数以上を建設業が占めるなど、職種に偏りがあります。

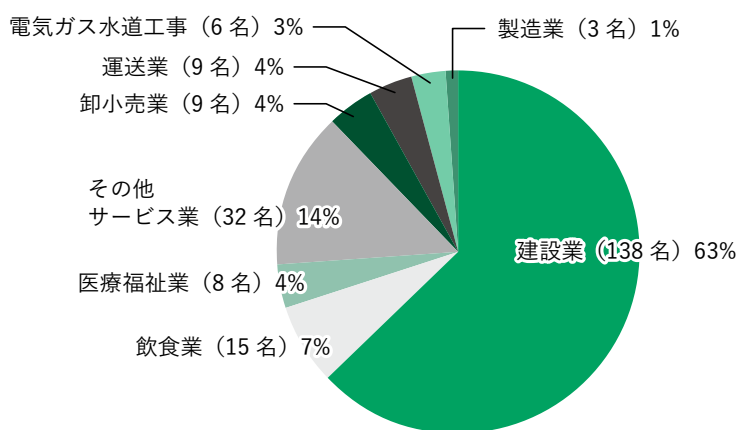
■仙台市内の協力雇用主数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
協力雇用主数	157	180	196	207	220

(人)

【資料】 仙台保護観察所（各年12月末日または翌1月1日現在）

■仙台市内の協力雇用主の業種別割合（令和2年1月1日現在）



市民参加の取り組み①／市民アンケート調査結果について

1 調査目的

せんだい支えあいのまち推進プランの策定にあたって、地域福祉に関する市民の活動状況や意向、課題等を把握することを目的に実施した。

2 調査内容

(1) 調査対象	令和元年8月1日時点において、満16歳以上の市民の方から区ごとに人口や男女比率を考慮して無作為抽出した5,000人
(2) 調査方法	調査対象者に調査票を郵送し、記入後の調査票を同封の返信用封筒にて返送していただく郵送方式にて実施
(3) 調査期間	令和元年9月13日～令和元年10月4日

3 回収結果

調査対象数	5,000人
総回収数	2,004人
有効回収数	2,002人
有効回収率	40.0%

回答の構成比は百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、回答比率を合計しても100%にならないことがある。

■年齢

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
2.3%	7.1%	12.7%	15.6%	15.4%	17.9%	26.4%	2.5%

■世帯構成

一人暮らし	夫婦のみ	二世帯 (あなたと親)	二世帯(あなたと子ども)	三世帯	その他	無回答
13.5%	27.0%	12.5%	36.6%	7.8%	2.0%	0.6%

■職業

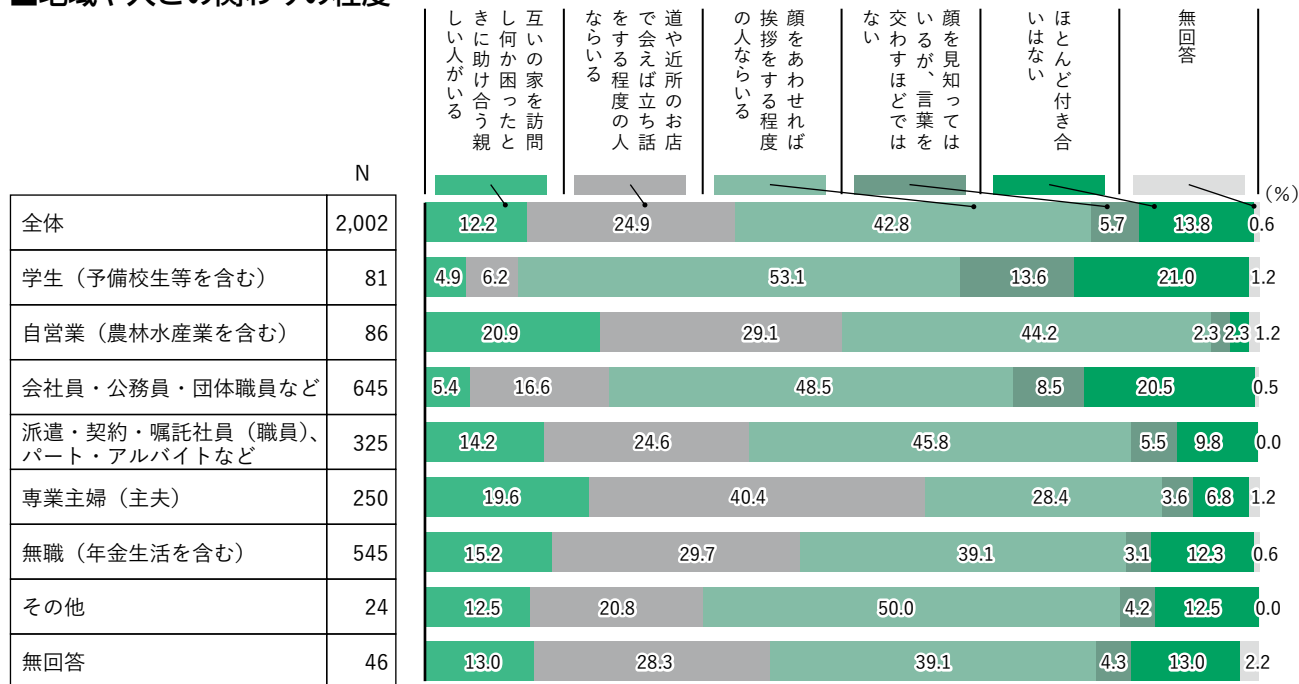
学生(予備校生等を含む)	4.0%
自営業(農林水産業を含む)	4.3%
会社員・公務員・団体職員など	32.2%
派遣・契約・嘱託社員(職員)、パート・アルバイトなど	16.2%
専業主婦(主夫)	12.5%
無職(年金生活を含む)	27.2%
その他	1.2%
無回答	2.3%

4 調査結果の概要

(1) 地域や人との関わりの状況について

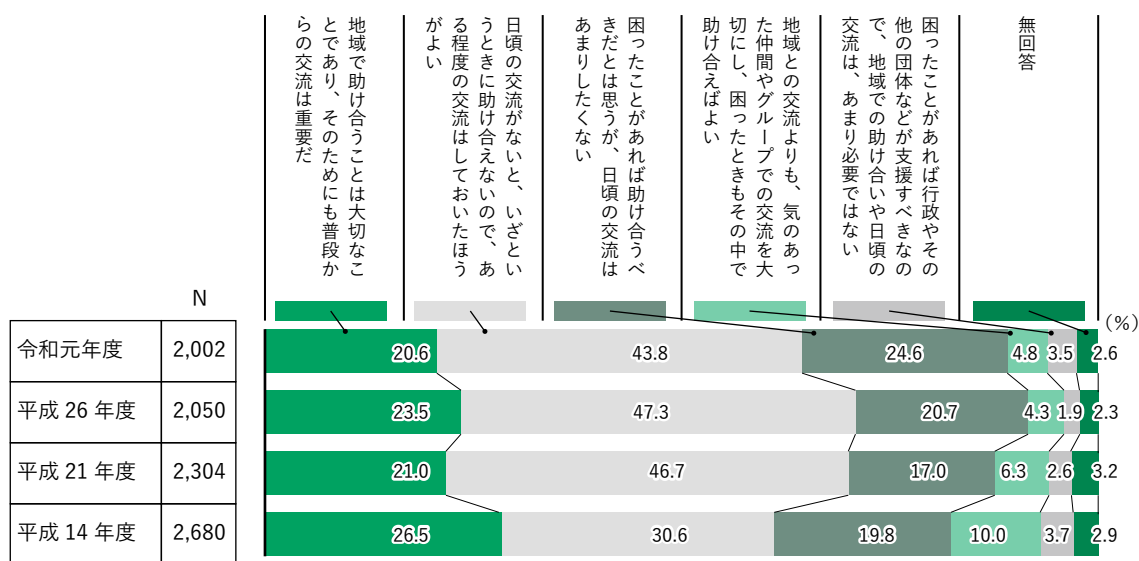
Nとは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のこと

■地域や人との関わりの程度



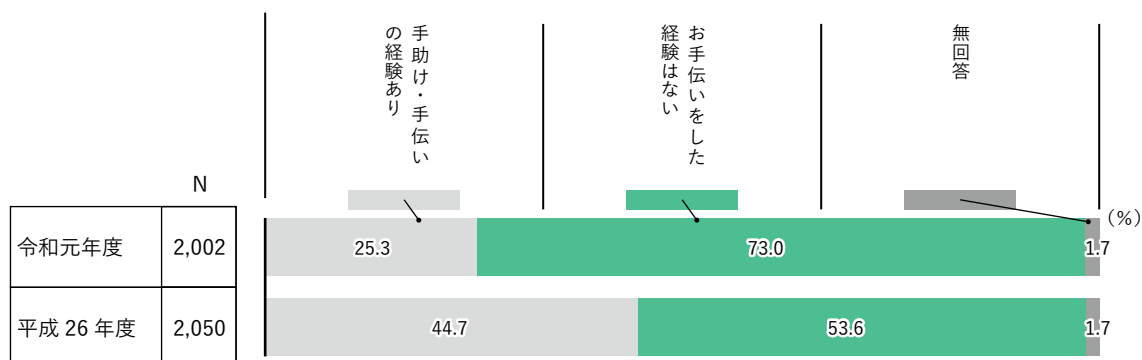
職業別にみると、「互いの家を訪問し何か困ったときに助け合う親しい人がいる」や「道や近所のお店で会えば立ち話をする程度の人ならいる」は、専業主婦（主夫）や自営業（農林水産業を含む）で割合が高く、学生（予備校生等を含む）や会社員・公務員・団体職員などで低くなっている。

■日頃からの交流の重要性・必要性



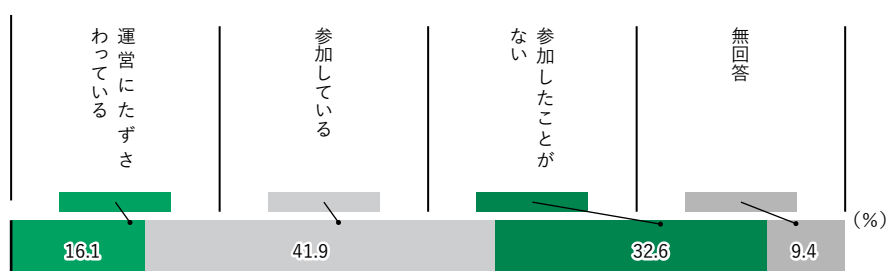
経年変化でみると、前回平成26年度調査では、震災を経て、地域や人とのかかわりへの意識や日頃からの交流の重要性についての意識が高まったことが推察されたが、今回の調査ではその項目が若干低下している。

■地域での支えあいの経験

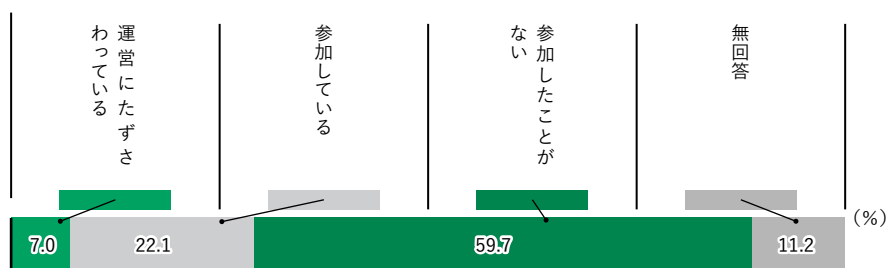


「近所の人に対してお手伝いをした経験はない」との回答が回答者の7割以上と、平成26年度調査に比べ19.4%増加しており、地域で支えあう経験は大きく減少している。

■地域活動への参加状況

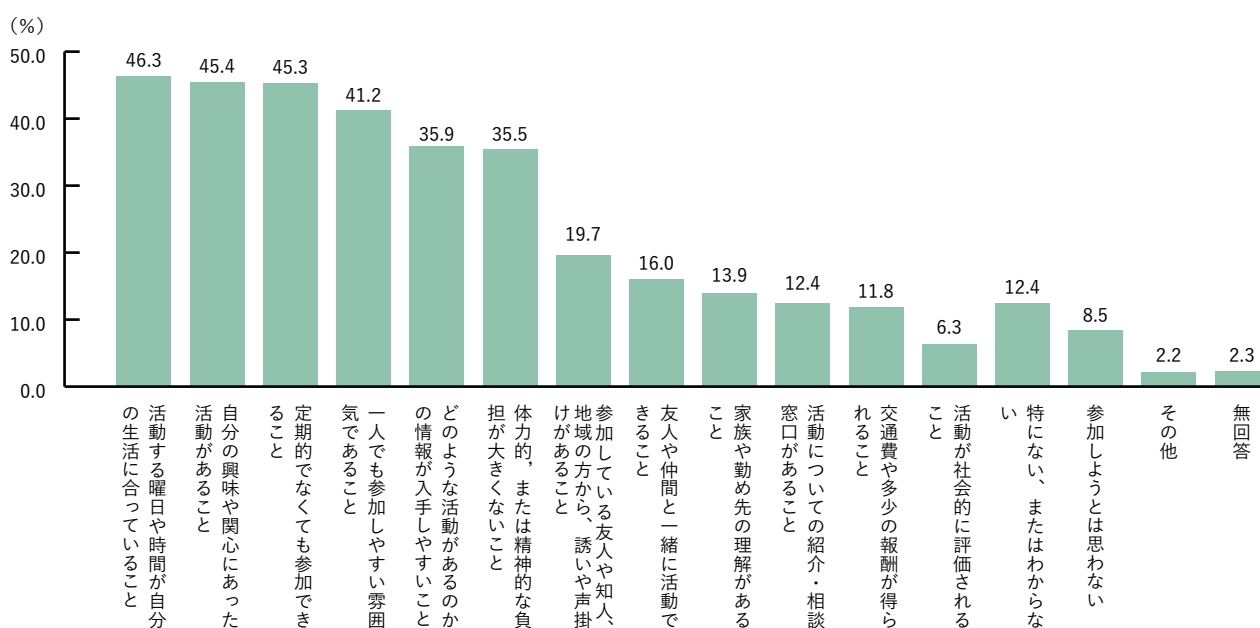


■福祉活動への参加状況



地域活動への参加状況については、現在または過去1年以内に活動経験がある人が58.0%と、半数以上の人になんらかの地域活動に関わっていると回答している。一方、福祉活動への参加状況については、その割合が29.1%と3割に満たない状態である。

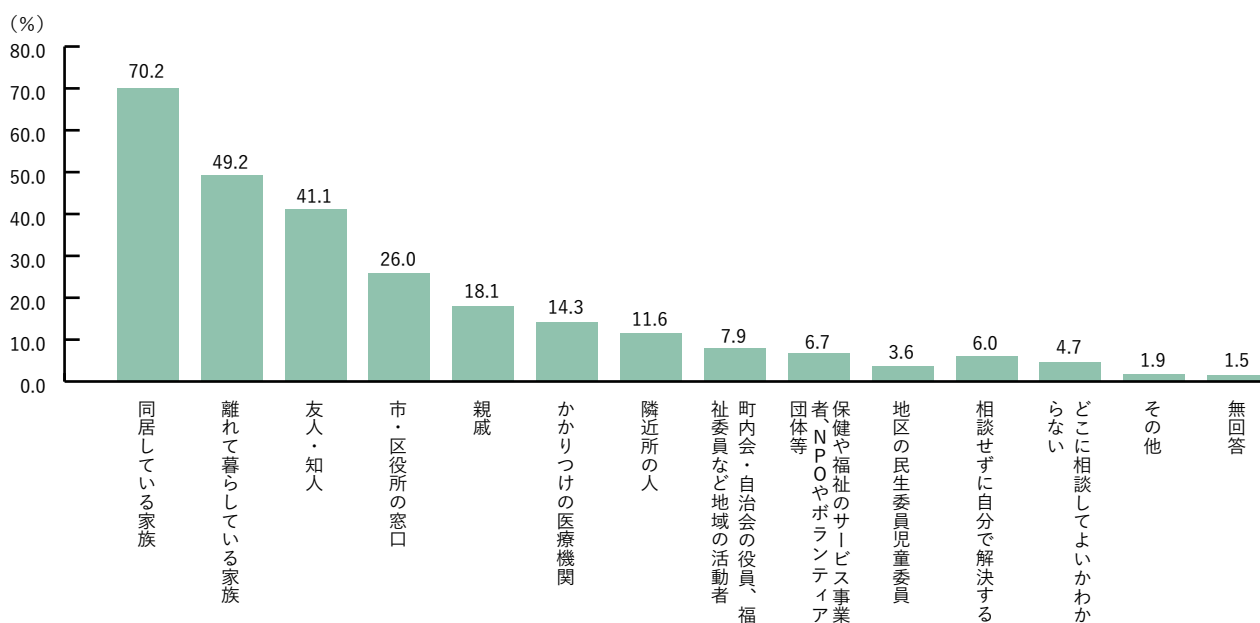
■地域活動や福祉活動に参加しやすくなる取り組み（複数回答）



「活動する曜日や時間が自分の生活に合っていること」（46.3%）や「自分の興味や関心にあった活動があること」（45.4%）、「定期的でなくても参加できること」（45.3%）、「一人でも参加しやすい雰囲気であること」（41.2%）などが挙げられており、自分のライフスタイルや価値観に合った活動を選択できるような仕組みを求める声が多い。

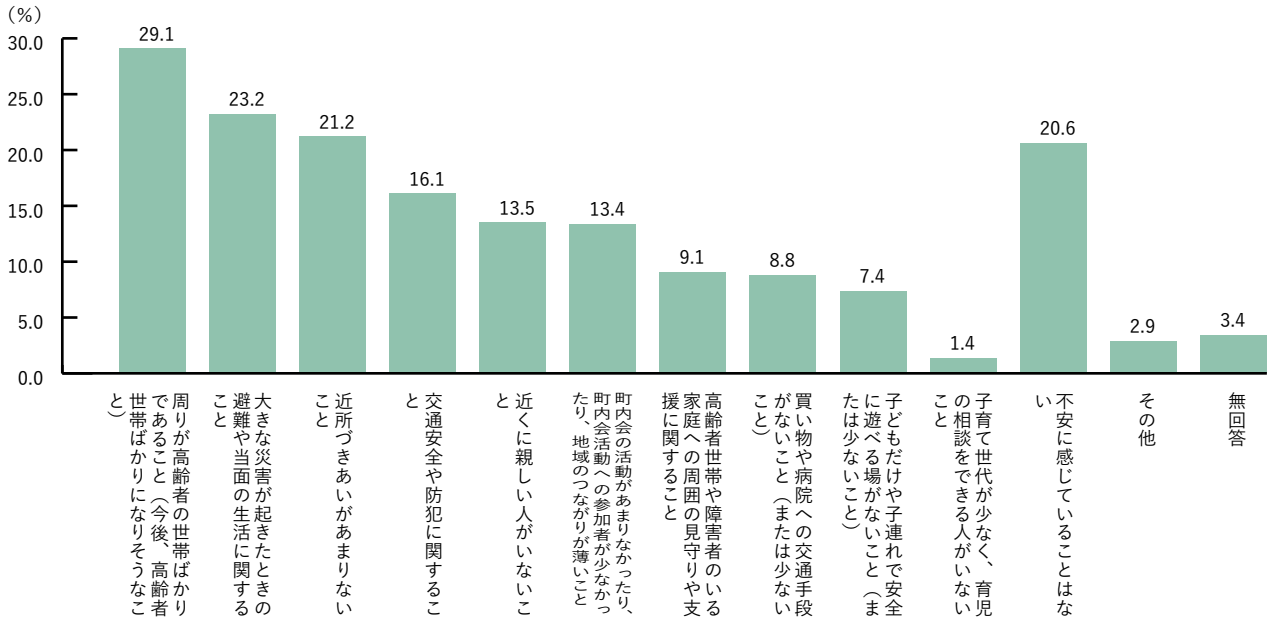
（2）地域で生活していく上での心配事

■心配事が起きた場合の相談相手（複数回答）



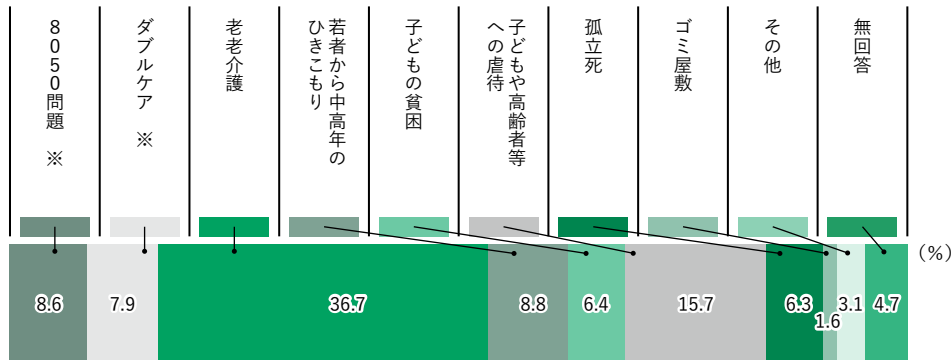
「同居している家族」が70.2%と7割以上の方が挙げ最も多く、次に、「離れて暮らしている家族」（49.2%）、「友人・知人」（41.1%）がそれぞれ4割台で続いている。

■地域における課題認識（複数回答）



「周りが高齢者の世帯ばかりであること（今後、高齢者世帯ばかりになりそうなこと）」(29.1%)、「大きな災害が起きたときの避難や当面の生活に関すること」(23.2%) が上位に挙げられている。

■最近の地域福祉に関するニュースで最も関心があること



※ 8050問題

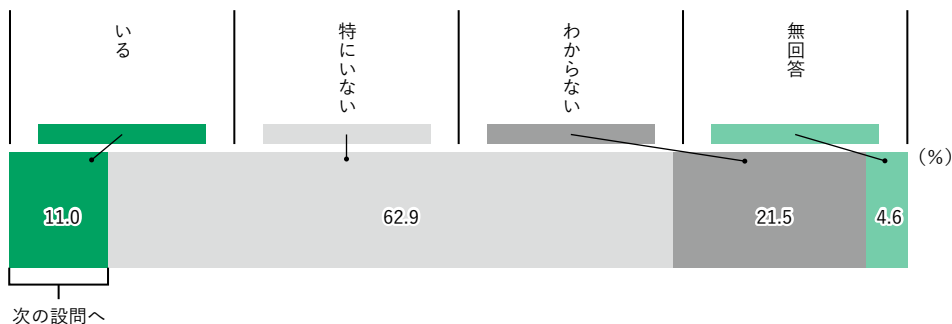
80歳代の高齢者と働いていない50歳代の子が同居している世帯の問題

※ダブルケア

親の介護と育児に同時に直面する世帯の問題

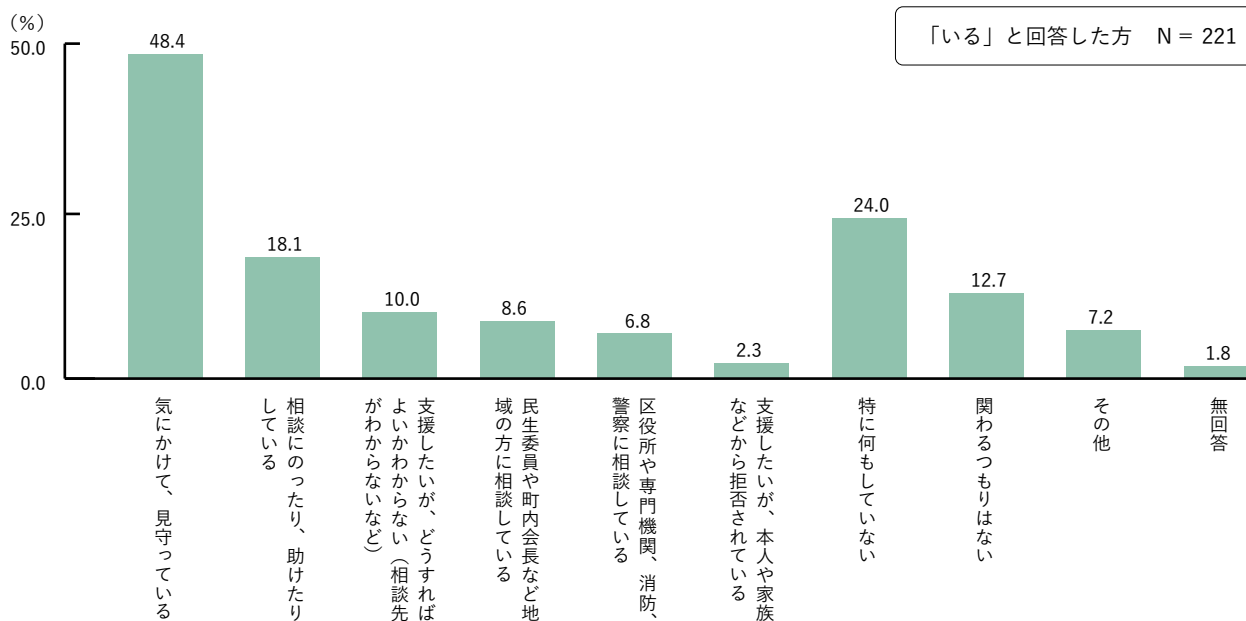
「老老介護」(36.7%) が3割以上を占め、「子どもや高齢者等への虐待」(15.7%)、「若者から中高年のひきこもり」(8.8%) が続いている。

■自身の家族や親族以外で、地域で気がかりな方



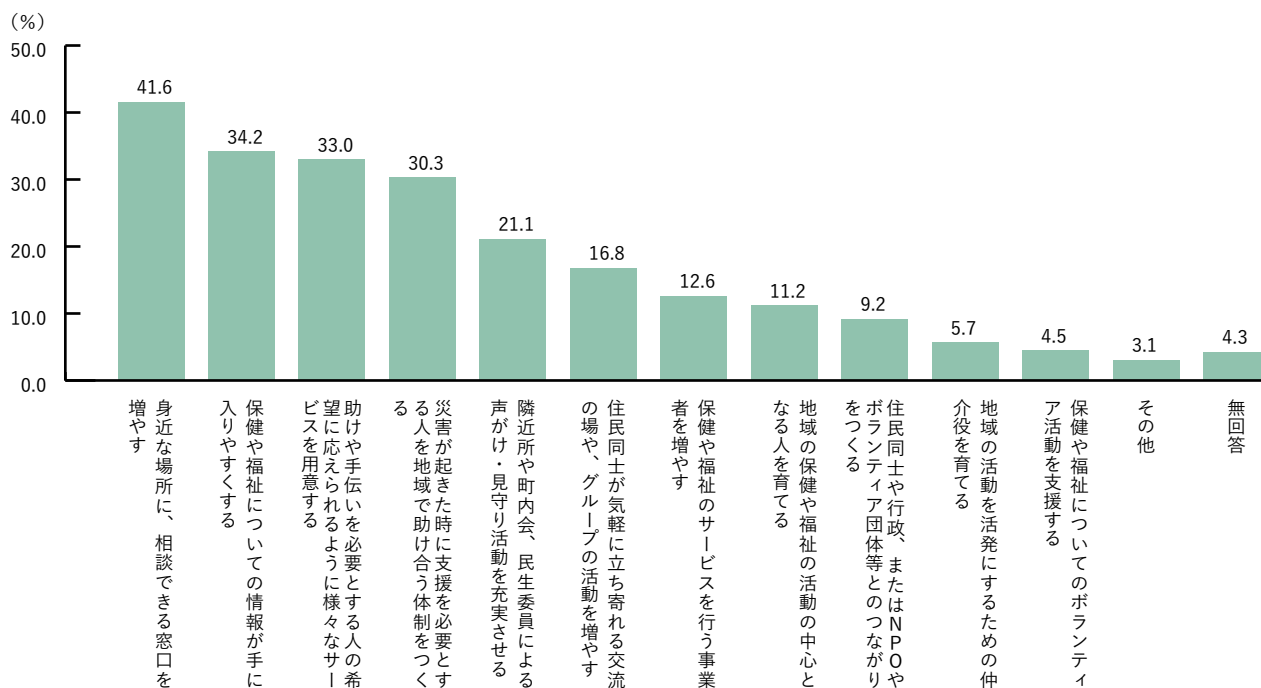
次の設問へ

■地域で気がかりな方を把握している場合、その方への対応状況



家族や親族以外で地域に気がかりな人がいるかについては、「いる」と回答した人が11.0%と、割合としては多くはないが、把握された人への対応としては、多くの人が、見守りや相談、支援者へのつながりなどを行っている。一方、4分の1近くの人が「特に何もしていない」を選択している。

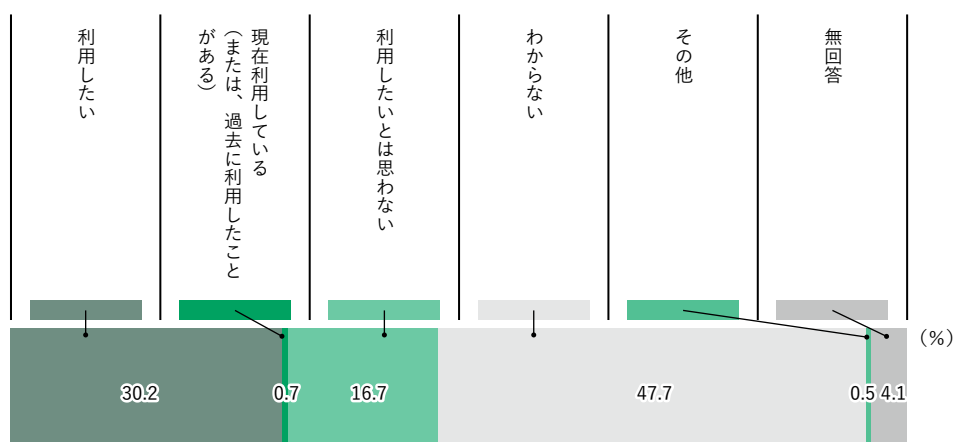
■安心して生活していくために、有効と思うこと（〇は3つまで）



「身近な場所に、相談できる窓口を増やす」（41.6%）や、「保健や福祉についての情報が手に入りやすくする」（34.2%）「助けや手伝いを必要とする人の希望に応えられるように様々なサービスを用意する」（33.0%）が挙げられるなど、さまざまなサービスに関する情報の把握のしやすさ、利用のしやすさを求める回答が多くなっている。

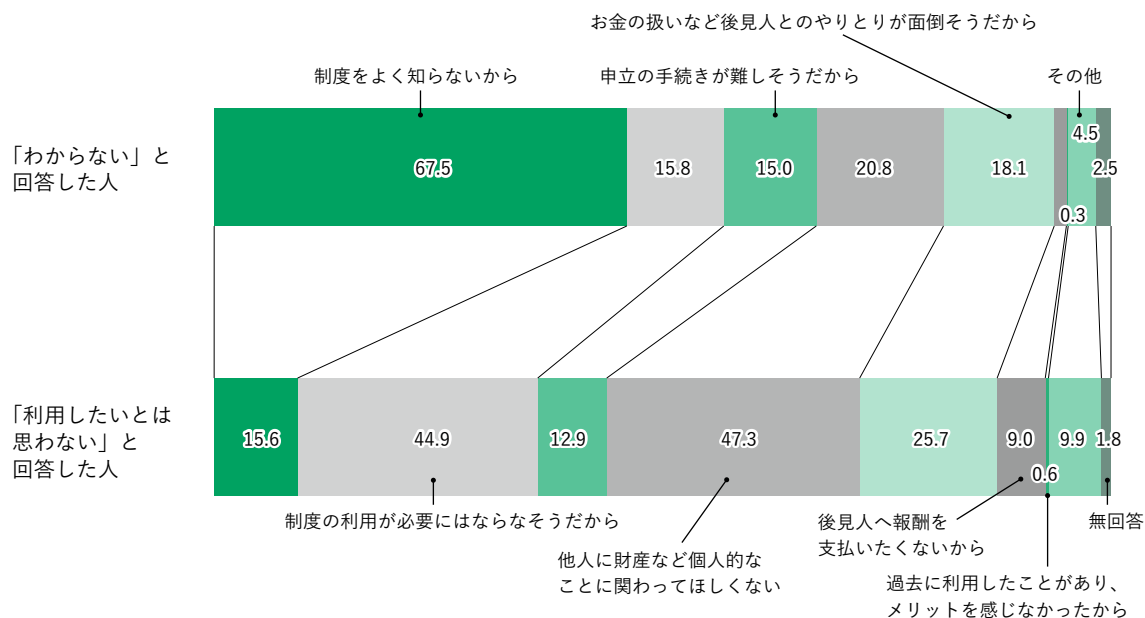
(3) 成年後見制度について

■成年後見制度の利用意向



■成年後見制度を利用したいとは思わない、または、わからない理由

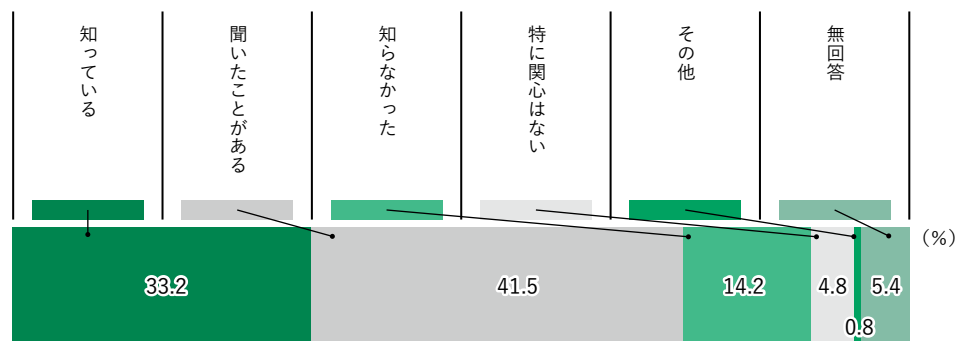
「利用したいと思わない」または「わからない」と回答した方 N = 1,289



「利用したい」が3割ほどあるが、「わからない」とする人が半数近くいる。成年後見制度を利用したいと思わない、またはわからない理由については、「わからない」と回答した方では、「制度をよく知らないから」という理由が6割を超えて最も多く、「利用したいと思わない」と回答した方では、「制度の利用が必要にはならなそうだから」や「他人に財産など個人的なことに関わってほしくない」という理由が4割を超えて多くなっている。

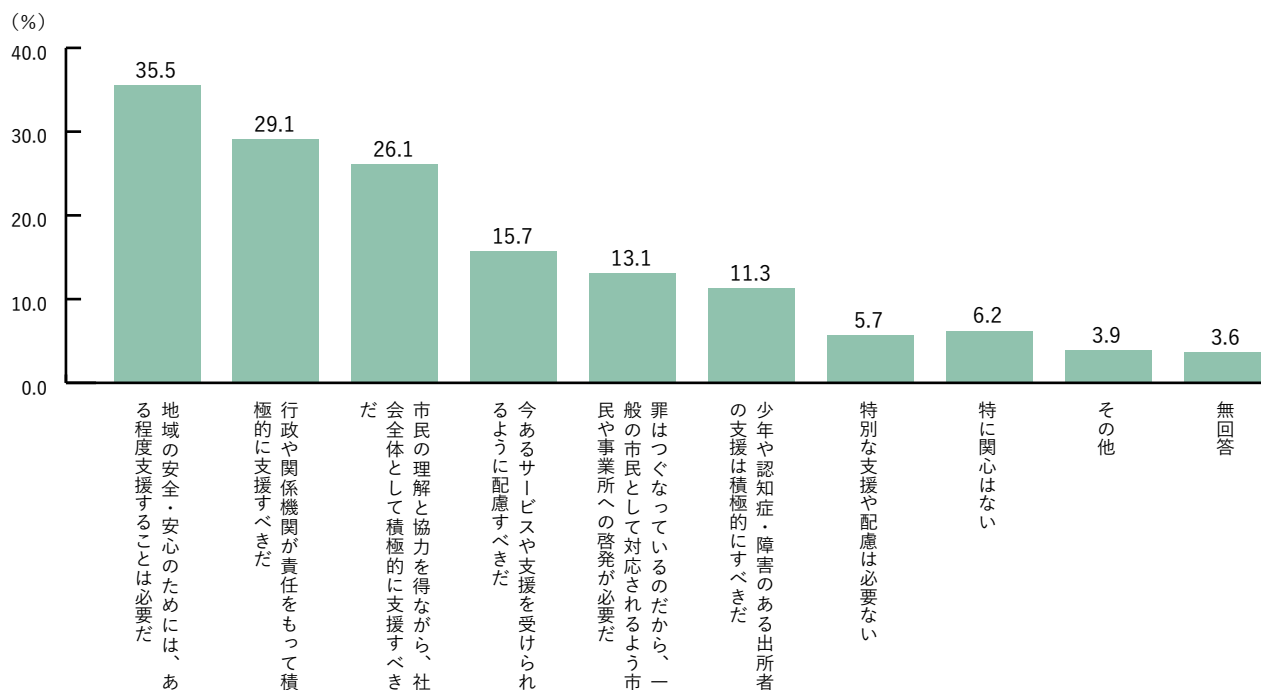
(4) 犯罪をした人の立ち直り支援について

■ 出所後の生活のしづらさにより再犯に至る人がいることの認知度



「知っている」(33.2%)と「聞いたことがある」(41.5%)を合わせると約7割以上となっている。

■ 刑務所や少年院を出た人の社会復帰支援についてのあなたの考え方 (〇は2つまで)



「地域の安全・安心のためには、ある程度支援することは必要だ」(35.5%)、「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」(29.1%)が上位に挙げられている。一方、「特別な支援や配慮は必要ない」は5.7%となっている。

アンケートの詳細については、市ホームページからご覧ください。

■ 市民アンケート調査「地域の福祉に関するアンケート調査」結果をお知らせします

<http://www.city.sendai.jp/chiikifukushi/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/chosa/kekaku/chiikinofukushinikansuruanketo.html>



<二次元コード>

市民参加の取り組み②／住民座談会について

1 開催趣旨

支えあい活動などの現状や課題、取り組みの工夫等を把握し、その内容をせんだい支えあいのまち推進プランおよび仙台市社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画へ反映させることを目的に開催

2 主催

仙台市社会福祉協議会・仙台市

3 開催内容・手法

テーマ ①地域内での支えあい活動の現状と課題
②課題の解決につながる取り組みやアイデア

進め方 テーマに沿った意見の聞き取りを進めていくヒアリング形式

進行役 東北福祉大学総合福祉学部 講師 村山 くみ氏

4 各地区の開催状況

区・地区	日時・場所	参加者数【参加団体】
八幡地区 (青葉区)	日時 令和2年9月24日 場所 八幡コミュニティ・センター	10人【地区社会福祉協議会・連合町内会・民生委員児童委員協議会・赤十字奉仕団・社会福祉法人・地域包括支援センター・病院・福祉関係事業者・学校】
南吉成地区 (青葉区) ※宮城総合支所管内	日時 令和2年10月6日 場所 吉成集会所	9人【地区社会福祉協議会・連合町内会・民生委員児童委員協議会・老人会・社会福祉法人・地域包括支援センター・学校・交番】
幸町地区 (宮城野区)	日時 令和2年9月30日 場所 幸町市民センター	13人【地区社会福祉協議会・連合町内会・民生委員児童委員協議会・福祉関係事業者(高齢)・福祉関係事業者(障害)・地域包括支援センター・学校・ボランティア団体】
南小泉南地区 (若林区)	日時 令和2年9月3日 場所 若林区中央市民センター	12人【地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・地区共同募金会・赤十字奉仕団・老人会・NPO・地域包括支援センター・学校・企業・福祉関係事業者(障害)・のびすく】
長町地区 (太白区)	日時 令和2年9月29日 場所 太白区中央市民センター	11人【地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・復興公営住宅自治会・地域包括支援センター・福祉関係事業者(高齢)・福祉関係事業者(障害)・NPO】
将監地区 (泉区)	日時 令和2年8月29日 場所 将監市民センター	9人【地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・町内会・市民センター・地域包括支援センター・福祉関係事業者(高齢)・学校関係者】

5 意見のまとめ

課題 地域活動の担い手不足

解決へのアイデア

- ・地域活動の組織的な運営効率化を図る
- ・参加しやすい気軽な雰囲気、寛容な雰囲気をつくる
- ・さまざまな手法や媒体を通して地域活動のPRを行い、活動を知ってもらう
- ・人から人への丁寧な声かけを大切にする
- ・お祭りの時など、スポット参加をきっかけに活動を知ってもらう
- ・企業が地域貢献活動を継続的にを行い、社員が地域活動へ参加することにつなげる
- ・ボランティア活動がテーマの講習会などを、定年退職を控えた方向けに地域で開催したり、企業主催で社員対象に開催したりする
- ・地域のニーズに合致するテーマで、研修会等を開催する
- ・人脈を活かして、担い手候補者を見いだす

課題 若い世代と地域のつながりが希薄

解決へのアイデア

- ・若い世代や学生、その保護者の方々が、地域活動に触れて関心を持つきっかけとなるように、行事等の開催方法を工夫する
- ・学校と連携し、小中学校の授業に地域とのかかわりに関する内容を取り入れる
- ・学生にボランティアとして地域イベントへ参加してもらう
- ・SNSの活用など、若い世代への情報発信や広報を工夫する
- ・地域活動者から積極的に声かけする
- ・さまざまな世代が利用する共通の「場」「空間」をつくる

課題 コロナ禍で、地域活動が休止・停滞・縮小している

解決へのアイデア

- ・「密」にならないように少人数で活動する
- ・活動方法を工夫し、共有する
例：テイクアウト方式の芋煮会（地域食堂にて）食材の配布活動

課題 複合的な課題を持つ世帯の増加

解決へのアイデア

- ・地域包括支援センター、地域の各種団体、福祉の専門職間等で、顔の見える関係を日頃からつくっておく
- ・地域団体の長が集まり、情報共有する
- ・多機関多職種が連携を図りながら支援する
- ・近くに住む住民が気にかけて、声かけをするなど地域の力を活用する
- ・地域住民と地域の関係機関・関係団体とが共通認識を持ち、連携する
- ・地域住民のボランティア活動により、地域のみなを地域で支える体制を築く

課題 困っている人の孤立化

解決へのアイデア

- ・個人情報の問題もあるため、災害時要援護者リスト登録を推奨したり、安心カードを活用したりするなど、制度を活用する
- ・お茶飲み会（サロン）などの集いの場や児童館などの公共施設を活用して仲間をつくる、つながりを保つ
- ・民生委員など、地域活動に関わっている方が、地域の催しや事業などをPRする

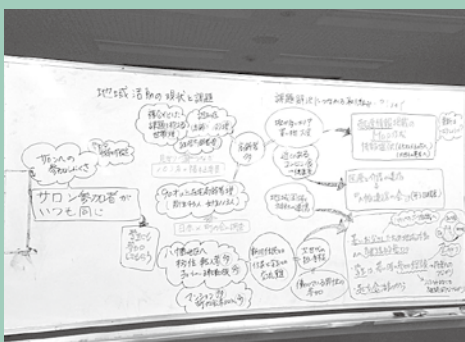
課題 支援を必要とする人と地域のつながりが希薄

解決へのアイデア

- ・高齢者・障害者ではなく、地域の人としてとらえ、支える体制をつくる
- ・地域イベントを行う際に、誰でも参加できる体制（環境）をつくり、そのことを周知する
- ・施設の協力により、障害のある方と地域の交流機会をつくり、地域の方に知ってもらう
- ・地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員、区役所などがつながり、情報交換できる機会をつくる
- ・介護保険等の公的サービス利用後も地域とのつながりを維持する仕組みをつくる
- ・関係機関と民生委員、小中学校が連携して障害や認知症への理解を深める機会をつくる

6 住民座談会の様子と主な話題

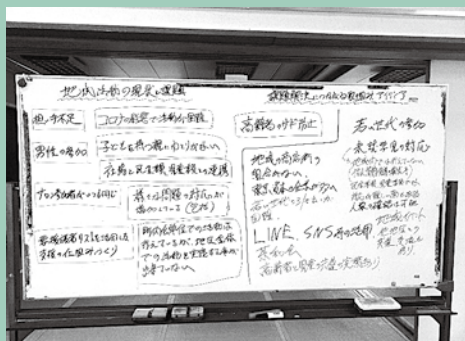
青葉区八幡地区



主な話題

- ・高齢者、認知症の方、複数の複雑化した課題を抱える家族、高齢独居世帯が増えてきている
- ・福祉委員中心に見守りし、何かの時に地域包括支援センターに相談に行ける雰囲気がある
- ・地域包括支援センターの事業等を地域と一緒に進める中で、横のつながりが太くなってきている
- ・今後、医療と介護の連携が大切になってくる
- ・買い物が大変という話から、配達情報や近くのお店の情報をマップに落として配布した
- ・新住民（若年層）と旧住民（高齢者中心）のつながりが薄い
- ・面白そうだと思えば学生も参加する。行事でもサロンでも学生に来てもらうように働きかける
- ・お祭りのときは、子ども会とその保護者を大切にし、一緒に開催する
- ・土日に行事を開催すれば、働いている方も来てくれるかもしれない
- ・継続的に行事を行うことで、つながりを築く

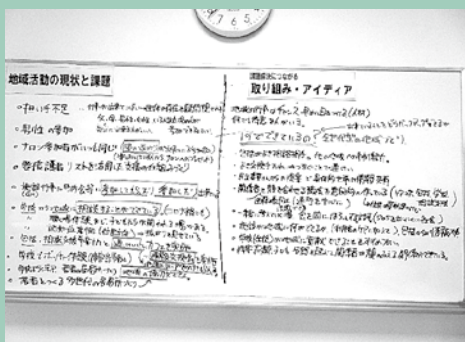
青葉区南吉成地区



主な話題

- ・若者の地域活動への参加が少ない
- ・若い人はLINEなどSNSで、つながっている
- ・対象ごとに呼びかけ方の工夫が必要
- ・事件事故の早期発見のためにも、近くに住む方、特に一人暮らし高齢者をよく見てほしい
- ・新聞販売店など、心配な方に関わる人・機関には事前に見守りをお願いしておくことも必要
- ・どのようにして困った人に出会えるのか
- ・茶話会や学校のつながりから出会う
- ・個人情報もあるので、困っている人は要援護者リストに登録してほしい。登録しておけば、町内の人と情報共有することができ、声かけできる
- ・一人暮らし高齢者、認知症、老老介護、引きこもり、社会的孤立など、さまざまな問題がある
- ・地域に関わる者で共通認識をもち、連携が必要
- ・地域の人の声を聴きながら、社会全体の問題として取り上げることも必要

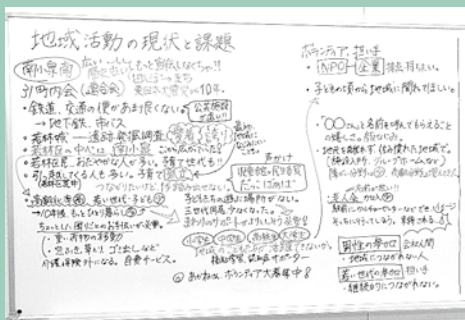
宮城野区幸町地区



主な話題

- ・認知症の劇や認知症カフェを開催し、地域全体で認知症の方を支える仕組みづくりを進めている
- ・地域包括支援センターと民生委員が連携した認知症劇団をつくり、小中学校で活動している
- ・障害のある方への接し方などわからない点が多い
- ・地域包括支援センター主催の情報交換会や、障害者支援事業所が民生委員児童委員協議会の定例会に参加し、少しずつ関係を築いている
- ・どうしたら横のつながりを上手につくれるのか
- ・連合町内会の会長会議では、関係団体の長が全て集まる。情報共有ができる
- ・地域包括支援センターと地域の協力関係ができていない
- ・実名を出しながら、情報を共有している
- ・コロナ禍により思うように活動できていないが、活動内容を工夫し、テイクアウト方式の芋煮会を行う予定

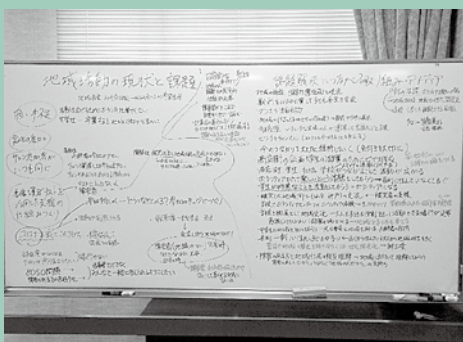
若林区南小泉南地区



主な話題

- ・自宅で親子だけで生活し息が詰まってしまうお母さんが沢山いる
- ・のびすくのサロンや電話相談を活用してほしい
- ・民生委員などから、お母さんへPRしてほしい
- ・歳をとると介護保険ではカバーできない「ちょこっとのサポート」が求められる
- ・歳をとったときに備え、日頃から地域との接点、つながりづくりが大事
- ・小学生、中学生の力を借りられないだろうか
- ・学校教育の中に地域に関わる授業があるとよい
- ・どのように地域活動参加者を増やしていくか
- ・定年前後の方を誘ってみる。退職後のボランティア活動をテーマとした講習会やセミナーを開く
- ・企業主催の講習会等により、社員が若いうちから、地域活動に触れる機会があるとよい
- ・ボランティア活動は早い年代から始めるのが良い
- ・ボランティア活動は生きがいになるし、高齢者が高齢者を支える仕組みづくりにもつながる

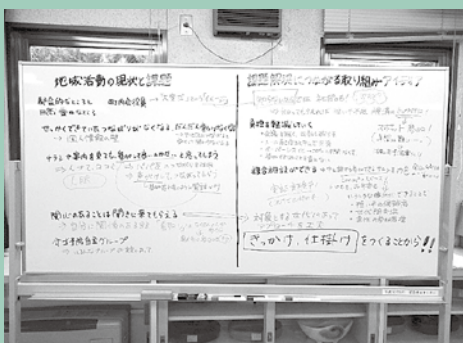
太白区長町地区



主な話題

- ・コロナ禍で計画通りに物事が進まない
- ・地域食堂を運営しているが、休止期間中は食材やお弁当の配布活動を行い、つながりを保っていた
- ・災害時に障害のある方をどう支えていけばよいか
- ・1人に対して、近所の住民2～3人で声がける体制をつくり、協力者を増やしていく
- ・日常的な関わりが必要
- ・「障害がある人」の前に、「地域の人」という見方が必要
- ・地域イベントなどを行う際に、障害のある方を含めて、誰でも参加できるという安全な環境を出来る範囲で作り、そのことを伝える必要がある
- ・学校だけではなく地域で子どもたちを育てていくことはとても大切
- ・区民まつりで中学生に手伝ってもらったが、将来地域活動に関わってくれるかもしれない
- ・学生ボランティアの受入情報が見えるとよい。団体も情報発信・PRしたほうがよい

泉区将監地区



主な話題

- ・高齢化が進み担い手不足。一方で若い世代も住み始め、一緒に活動していける環境をつくりたい
- ・後継者との接点となるような、さまざまな年代の方々が利用する場、空間をつくるのが重要
- ・「一緒にやりましょう」と人からの声かけが大事
- ・行事や研修会は、関心があれば参加するだろう。主催側も何が求められているかを探ることが大事
- ・地域活動側が心を開いて「きっかけ」をつくる
- ・地域活動団体の役員の負担が重いイメージがある
- ・活動を知らないことが原因。さまざまな媒体で活動を広くPRする重要性を感じている
- ・(通年の参加だと負担になるので) お祭りとか、その時だけのスポット参加で活動を知ってもらう
- ・組織として活動負担を軽減する努力が必要
- ・参加できるときに参加してもらう寛容さが必要
- ・介護サービスとつながると、近所の方々とのつながりが自然消滅してしまうケースが多い
- ・近所の方々とのつながりを維持する仕組みが必要

市民参加の取り組み③ ／市民フォーラム（第18回地域福祉セミナー）について

1 開催趣旨

地域福祉に関するさまざまな課題や地域の取り組みなどを共有することにより、市民の地域福祉への関心を高めるとともに、地域住民が取り組める活動の方向性を考える市民向けフォーラムとして開催。あわせて、せんだい支えあいのまち推進プランおよび仙台市社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画における各施策や事業の方向性等を検討する機会とした。

2 主催

仙台市社会福祉協議会・仙台市

3 日時・会場

令和2年11月6日（金）13:30～16:00

仙台市福祉プラザ2階 ふれあいホール

4 プログラム

(1) 基調説明

「第5次地域福祉活動計画策定について」

説明者：仙台市社会福祉協議会地域福祉部 部長 岩淵 徳光 氏

(2) 報告

「住民座談会について」

報告者：東北福祉大学総合福祉学部 講師 村山 くみ 氏

(3) 実践報告

「“気づく”・“共有する”・“行動する” 3つの活動実践～」

進行：学校法人東北学院 常任理事 阿部 重樹 氏

① “身近な福祉課題に気づく力を高める”

「福祉ポスト設置による福祉ニーズを収集する取り組み」

寺岡地区社会福祉協議会 会長 高橋 和江 氏

② “課題を共有する場づくりを進める”

「地域の課題を話し合う機会を作る取り組み」

安養寺地区社会福祉協議会 会長 一井 勝雄 氏

③ “解決のために行動する”

「住民主体による訪問型地域支え合い活動の取り組み」

特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家 理事長 小岩 孝子 氏



▲第18回地域福祉セミナーの様子

5 参加者

103名（地区社会福祉協議会から44名、地区民生委員児童委員協議会から31名、地域包括支援センターから22名、その他6名）

市民参加の取り組み④／市民意見募集結果について

1 募集期間

令和2年12月17日～令和3年1月22日

2 募集方法

- ・市政だより1月号及び仙台市ホームページに募集記事を掲載
- ・「中間案」「中間案（概要版）」を下記の場所で配布。また、同様の資料の電子データをホームページ上で公開

<主な資料配布場所>

市役所、各区役所・総合支所、各市民センター、仙台市福祉プラザ、仙台市社会福祉協議会・各区・支部事務所 他

3 意見提出方法

専用はがき、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法

4 募集結果

(1) 意見数及び提出者数

47件（意見提出者 12人・団体）

(2) 意見の内訳

内訳		件数
第1章 計画の策定について		3
第2章 地域の福祉に関する現状		9
第3章 計画の方向性		2
第4章 施策の展開	基本的方向1 多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進	3
	基本的方向2 地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化	11
	基本的方向3 多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進	3
第5章	生活困窮者自立支援	0
	成年後見制度利用促進	3
	再犯防止推進	5
第6章 計画の推進		0
その他のもの		8
計		47

審議経過

1 仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催

	議事概要
令和2年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回 ○「(仮称) 支え合いのまち推進プラン」の策定について ○市民アンケート調査の結果について ○現計画の振り返りとこれまでの取り組みについて
令和2年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回 ○方向性について①
令和2年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ■第3回 ○方向性について②
令和2年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ■第4回 ○第3期仙台市地域保健福祉計画の進捗管理・評価について ○構成案について
令和2年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ■第5回 ○住民座談会の開催状況について ○市民フォーラム（地域福祉セミナー）の開催について ○素案について
令和2年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ■第6回 ○中間案について ○パブリックコメントの実施について
令和3年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ■第7回 ○パブリックコメントの結果報告と対応について ○答申案について

仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(敬称略、委員は五十音順、※は臨時委員)

会 長	あべ しげき 阿部 重樹	学校法人東北学院常任理事
副会長	むらやま くみ 村山 くみ	東北福祉大学総合福祉学部講師
委 員	いたみ さちこ 伊丹 さち子	仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長 [令和2年8月から]
	おおうち しゅうどう 大内 修道	仙台市民生委員児童委員協議会会長
	おおたき しょうこ 大瀧 正子	一般社団法人仙台市医師会理事
	おがわ のぼる 小川 登	高森東地区社会福祉協議会会長
	おりはら みきこ 折腹 実己子	(前) 仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長 [令和2年6月まで]
	こいわ たかこ 小岩 孝子	特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家理事長
	しまだ ふくお 島田 福男	仙台市連合町内会長会副会長
	しょうじ きよりのり 庄子 清典	社会福祉法人青葉福祉会理事長
	すずき きよたか 鈴木 清隆	(前) 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事 [令和2年3月まで]
	たちおか まなぶ 立岡 学※	一般社団法人パーソナルサポートセンター業務執行常務理事
	つりふね せいいち 釣舟 晴一	特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会理事
	てらだ きよのぶ 寺田 清伸	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事 [令和2年6月から]
	ながおか ひろはる 長岡 弘晴※	仙台市保護司会連絡協議会会長
	なかた としや 中田 年哉	仙台市知的障害者関係団体連絡協議会事務局
	みうら ひろのぶ 三浦 啓伸	一般社団法人仙台歯科医師会専務理事
	わたなべ じゅんいち 渡邊 純一	社会福祉法人仙台市障害者福祉協会常務理事兼事務局長
	わたなべ れいこ 渡邊 礼子	仙台市ボランティア連絡協議会副会長・事務局長

2 仙台市成年後見サポート推進協議会成年後見制度利用促進検討部会

(1) 主催

仙台市成年後見サポート推進協議会

(2) 参加団体

高齢者・障害者の権利に関する委員会（仙台弁護士会）
 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート宮城支部（宮城県司法書士会）
 権利擁護センターぱあとなあ宮城（一般社団法人宮城県社会福祉士会）
 東北税理士会成年後見支援センター（東北税理士会）
 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター宮城県支部（宮城県行政書士会）
 一般社団法人宮城県精神保健福祉士協会
 一般社団法人社労士成年後見センターみやぎ（宮城県社会保険労務士会）
 特定非営利活動法人ぬくもりの里 せんだい・みやぎ成年後見支援ネット
 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会
 仙台市

(3) 開催状況

	議事概要
令和元年 7月 25日	<p>■第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進に向けた現状把握等 ○権利擁護支援の流れと支援のポイント
令和元年 9月 26日	<p>■第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護支援の基本的視点について ○権利擁護支援、サポート推進協議会の今後の方向性について
令和元年 11月 28日	<p>■第3回</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域連携ネットワーク・協議会・中核機関について ○仙台市における権利擁護支援等の現状について ○地域連携ネットワークの役割を実現するための中核機関及び協議会が担うべき具体的機能等について
令和2年 1月 30日	<p>■第4回</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仙台市における市民後見人制度について ○市民後見人受任モデルについて ○市民後見人の今後のあり方について
令和2年 3月 26日	<p>■第5回</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報告書案について

3 仙台市における再犯防止推進計画策定に向けた協議会

(1) 主催

仙台保護観察所

(2) 参加団体

仙台地方検察庁

仙台矯正管区

宮城刑務所

東北少年院

青葉女子学園

仙台少年鑑別所

更生保護施設 宮城東華会

宮城県更生保護就労支援事業所

宮城県地域生活定着支援センター

仙台市生活自立・仕事相談センターわんすてっぷ

仙台市保護司会連絡協議会

東北地方更生保護委員会

仙台保護観察所

仙台市

(3) 開催状況

	議事概要
令和元年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回 ○社会復帰に向けた支援の現状及び課題について ○円滑な社会復帰を進めるための方策について
令和2年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回 ○対象者の問題及び課題とその具体的な支援の方策について ・再犯防止推進計画加速化プランについて ・市民アンケートの結果等について
令和2年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■第3回 ○計画策定にあたって検討すべき事項について
令和2年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■第4回 ○(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン(素案)について ○再犯防止に関するネットワークについて
令和2年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ■書面による意見聴取 ○(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン(中間案素案)について

成年後見制度にかかる主な専門職団体

仙台市成年後見総合センター

仙台市社会福祉協議会

成年後見制度の総合相談窓口として、市民や成年後見人、支援者・支援機関からの相談を受け、制度の利用のための助言や情報提供などを行っています。セミナーの開催、勉強会等への講師派遣、制度普及に関する調査・研究もしています。

仙台弁護士会

高齢者・障害者の権利に関する委員会

高齢者や障害者が安心して暮らせる社会を目指し、関係機関と協力し、虐待の対応や予防、成年後見制度利用促進の方策を検討するなどしています。相談支援窓口（愛称「ふくろうくん」）を設置しています。

成年後見センター・リーガルサポート宮城支部

宮城県司法書士会

高齢者や障害者の権利擁護、福祉の増進に寄与することを目的に活動しており、全国に50支部あります。

司法書士成年後見人等の養成をはじめ、申立手続き等の相談、講座開催など、制度の利用促進と普及・啓発に取り組んでいます。

権利擁護センター ぱあとなあ宮城

宮城県社会福祉士会

高齢者や障害者が安心して暮らすことができるように、権利擁護の方法の検討、成年後見制度利用の相談、成年後見人等の受任までの一貫した支援を行っています。

東北税理士会成年後見支援センター

東北税理士会

「財産管理と税の専門家」として、その豊富な経験を活かし成年後見制度に積極的に取り組んでいます。

無料相談や成年後見人制度業務に携わる東北税理士会会員の支援、セミナーなどの広報・啓発などに取り組んでいます。

コスモス成年後見サポートセンター宮城県支部

宮城県行政書士会

成年後見に関する十分な知識・経験を有する行政書士で組織しています。会員への研修や指導・監督を徹底し、資質の向上と安心の確保に努めています。

無料相談会や講座、セミナーなどの広報・啓発に取り組んでいます。

宮城県精神保健福祉士協会

精神保健福祉士は、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を行う専門職です。

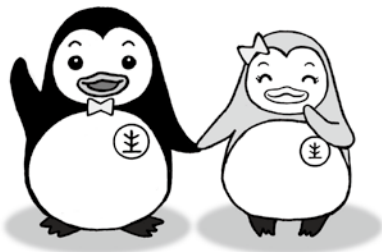
社労士成年後見センターみやぎ

宮城県社会保険労務士会

成年後見制度と車の両輪と言われる介護保険制度の専門家で、社会保障制度全般に深くかかわる専門性を活かし、成年後見人養成研修を修了した社会保険労務士で活動しています。

再犯防止関係団体

仙台市内に設置されている、または市内で活動する再犯防止に関係する主な機関・団体を紹介します。



更生保護のマスコットキャラクター
「更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん」

宮城刑務所

懲役・禁錮等の刑が確定した受刑者を収容する施設です。刑務作業や職業訓練、改善指導、教科指導などの各種プログラムを通じて本人の問題の自覚を促し、更生意欲を喚起するとともに、社会への適応性を身に付けさせています。

宮城刑務所は刑期 10 年以上の犯罪傾向が進んだ者を主に収容しています。また、医療重点施設として、専門的な治療等が必要な受刑者を受け入れています。

就労支援強化矯正施設に指定されており、在所中の採用内定に向け取り組んでいます。

障害のある人や高齢者の釈放に際しては、社会福祉士のスタッフや福祉専門官が支援へのつなぎを行っています。

青葉女子学園

全国に 9 カ所ある女子の少年院の一つで、東北地方では唯一の施設です。

収容者の 8 割は東北地方の女子少年です。中学生が在院することもあり、その際は中学校と連携し、学習指導要領に沿った義務教育を実施しています。大学等への進学を目指す場合は、学園内で受検できる高等学校卒業程度認定試験に向け、必要な指導をしています。

社会生活を円滑に送れるよう、在院中に進路に沿った資格取得にも取り組みます。販売士、危険物取扱者、コンピューターやパソコンの検定などの資格試験にチャレンジできます。

仙台地方検察庁

検察官は自ら捜査した事件や警察が捜査した事件について、証拠を十分に精査し、被疑者の起訴・不起訴を決定します。裁判では、その人が犯罪をしたという証拠などを示し、裁判所に適正な判断を求めます。検察官の行う事務を統括するところが検察庁です。

起訴猶予などで刑務所に入らず、釈放される人の更生に向けた支援や、犯罪被害者や遺族への支援を行う部署として、捜査公判支援・刑事政策推進室があります。

起訴猶予者等への支援では、必要に応じて社会福祉士の資格を持つ社会福祉アドバイザーとともに福祉的支援につなげる調整等を行っています。

東北少年院

少年院は、家庭裁判所で少年院送致の保護処分とされた少年を収容する施設です。それぞれの少年の特性に応じた適切な矯正教育や健全な育成のための対応を行い、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。

東北少年院は、心身に著しい障害がなく、犯罪的傾向もあまり進んでいない男子の少年を収容しています。

専門的な職業訓練を行う全国でも数少ない少年院で、電気工事、給排水設備、自動車整備、土木・建築及び溶接などの項目があり、各種専門資格の取得が可能です。

就労支援にも力を入れており、少年院内で企業の採用面接を行うなどしています。

仙台少年鑑別所（法務少年支援センター仙台）

家庭裁判所等の求めに応じ、医学、心理学、教育学、社会学などの見地から、非行に至った原因や、再非行防止のためにはどうすればよいかということについて提案します。

非行や犯罪にかかる心理の専門機関として、その知見を地域で広く活用してもらおうと、「法務少年支援センター」の名称で、年齢に関係なく幅広い相談支援を行っています。

子どもの能力や性格の調査、問題行動の分析や指導方法の提案、保護者への心理相談、関係機関団体が開く事例検討会や協議会で専門的な助言を行うなどの支援を実施します。

仙台保護観察所

罪を犯した人や非行のある少年の更生と社会復帰支援（更生保護）と、心身喪失などにより重大な他害行為をした人が適切な医療・福祉を受けながら社会復帰できるよう支援（医療観察）を行う機関です。

保護観察処分少年や少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者などへの指導監督・補導援助（保護観察）、矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの生活環境の調整を保護司と協働で実施しています。また、刑務所等を出所後、住居など生活のあてがない人の保護、雇用奨励金や身元保証などによる就労支援、犯罪予防活動について、関係機関や団体と協力して行っています。

仙台矯正管区

法務省の地方支分部局で、東北地方の矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置（支）所、少年院、少年鑑別所）を管轄し、これらの施設の適切な管理運営を図るための指導・監督をしています。

研修所支所も併設されており、刑務官や法務教官などの育成に努めています。

再犯防止推進のための関係機関等の窓口として、令和元年度に更生支援企画課を設置しました。関係機関との連絡調整や、市町村への関係統計データ等の提供、情報誌の発行による理解促進などに取り組んでいます。

コレワーク東北

全国の受刑者や少年院在院者の資格や職歴、出所・出院後の居住地などの情報を一括管理し、事業主のニーズに合った人材を紹介しています。平成28年からの事業で、地方での取り組み強化に向け、令和2年7月に仙台矯正管区にコレワーク東北が設置されました。

求人に必要な情報の提供のほか、矯正施設での採用手続き支援、奨励金や身元保証などの支援制度の紹介のサービスを行っています。

また雇用経験の豊富なアドバイザーによる事業者向け個別相談、刑務所や少年院の職業訓練などの見学の調整も実施しています。



仙台市保護司会連絡協議会

仙台市内には各区を単位とする5つの地区保護司会が設置されていますが、仙台市保護司会連絡協議会は、仙台市内の保護司（約230名）が相互に連携し、保護司（会）活動を推進することを目的として組織化されました。保護司は、それぞれ配属された地域で犯罪や非行をした人の立ち直り支援や犯罪予防活動等を行っています。

仙台市保護司会連絡協議会では、犯罪予防活動のほか、研修会を定期的に開催して研鑽に努めるとともに、保護司を始めとする地域の団体や関係機関の協力を得て、機関誌「しほれん」を毎年発行し、更生保護活動に対する理解促進などに取り組んでいます。

更生保護施設 宮城東華会

刑務所や少年院を出た後などに、住む場所がないなど自立した生活を送るのが難しい方について、保護観察所の依頼などにより、一時的に保護し、社会復帰を促す施設です。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人などが設置しています。宿泊場所や食事を提供するとともに、就労や生活の指導、福祉や医療の利用援助を行っています。

宮城東華会では、コミュニケーション能力や社会生活の適応力向上を図る社会生活技能訓練を行っています。

退所した人についても、一定期間、訪問や電話などにより生活についての相談支援を行い、社会生活を見守っています。

宮城県更生保護就労支援事業所

法務省の委託で、特定非営利活動法人宮城県就労支援事業者機構が設置しています。刑務所出所者等で支援対象に選定された人に、県内事業者の協力を得ながら、全国就労支援事業者機構と連携し、就労支援をしています。

就労のマッチング、ハローワークや就職面接への同行（就職活動支援）、職場の人間関係づくりの助言（職場定着支援）、住居探しや生活への助言（定住支援）、協力雇用主の開拓（雇用基盤整備）などに取り組んでいます。

県機構の会員として仙台協力雇用主協会をはじめ各地区協力雇用主会が参加しており、対象者の円滑な受け入れのため、情報交換や矯正施設の見学、研修などを行っています。

宮城県地域生活定着支援センター

高齢や障害により福祉的な支援が必要な矯正施設退所予定者について、保護観察所や矯正施設、地域の関係機関と連携・協働し、在所中から退所後まで一貫した相談支援を実施しています。

厚生労働省の地域生活定着促進事業により、各都道府県が設置しています。

面接などによる必要な福祉サービスの確認、施設入所や各種サービスの申請準備、受け入れ施設の開拓・確保などを行っています。

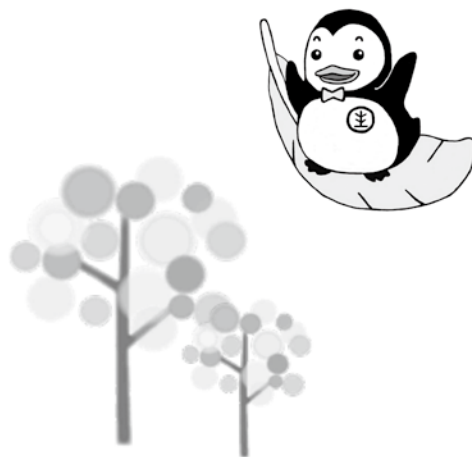
また、受け入れ施設に対しては、本人との関わり方などについての相談助言を行っています。

仙台市更生保護女性会連絡協議会

更生保護女性会は、女性の立場から、地域の犯罪予防や青少年健全育成、子育て支援などの活動を行うボランティア団体です。

仙台市には青葉、宮城野、若林、太白、泉の各区に地区会があり、計400人以上の会員が活動しています。

東北少年院や青葉女子学園の運動会や文化祭、成人式などの行事への参加や、少年鑑別所の少年との共同作業、更生保護施設宮城東華会の利用者に手作りの夕食を振舞うなど交流しています。活動を通して、温かさや優しさを伝えています。



BBS会

BBS運動（Big Brothers and Big Sisters Movement）を行う青年のボランティア団体。様々な問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接し、良き話し相手や相談相手になることを通して、少年の自立を支援しています。

仙台市には地区会として青葉区BBS会（会員数約100名）と宮城野区BBS会（会員数約20名）があります。青葉区BBS会は、学生サークルの形で活動しており、社会を明るくする運動や、東北少年院・青葉女子学園のイベント等に参加し、在院中の少年と交流しています。

仙台ダルク

「ダルク（DARC）」は、ドラッグ（薬物）、アディクション（病的依存）、リハビリテーション（回復）、センター（施設）の頭文字を組み合わせた造語で、覚醒剤、有機溶剤（シンナー等）、市販薬、その他の薬物から開放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設です。

同じ悩み（依存症という病気）を持つ仲間と共同生活を送りながら、施設外の自助グループ活動や医療機関と連携したプログラムを実践しています。

「今日一日」を合言葉に、一日一日薬を使わないことの積み重ねとして、薬物からの回復を目指します。

関係法令等

社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（地域福祉の推進）

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

- 第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

- 第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2～5 略



重層的整備体制整備事業の概要（厚生労働省資料を参考に作成）

- ・市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設。※任意事業。実施の際は①～③は必須。
- ・実施する市町村に対し、関連事業に係る補助金等について一体的な執行ができるよう、一括して交付。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（抄）

(目的)

第1条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第4条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2～5（略）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（抄）

(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 (略)

仙台市社会福祉審議会条例（平成12年3月17日仙台市条例第3号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、仙台市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第2条 審議会の委員の定数は、七十人以内とする。

（委員の任期）

第3条 審議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の職務を行う委員）

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（専門分科会）

第5条 審議会に老人の福祉に関する事項を調査審議させるため、老人福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議させるため、地域福祉専門分科会を置く。

（審議会の調査審議の特例）

第6条 法第十二条の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

（会議）

第7条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会の委員）

第8条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

（民生委員審査専門分科会の委員）

第9条 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（仙台市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例の廃止）

2 仙台市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第百二十七号）は、廃止する。

附 則（平一二、六・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平一三、一〇・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平二七、三・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

仙台市社会福祉審議会運営要領（平成12年5月9日審議会決定）

（趣旨）

第1条 この要領は、仙台市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（委員長・副委員長）

第2条 審議会に、委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

2 審議会に、委員長の指名による副委員長1人を置く。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門分科会）

第3条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、当該各号に掲げる専門分科会を置く。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項

(3) 老人福祉専門分科会 老人福祉に関する事項

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

(5) 児童福祉専門分科会 児童福祉に関する事項

2 専門分科会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に、専門分科会委員の互選による専門分科会長1人及び専門分科会長の指名による専門分科会副会長1人を置く。

（審査部会）

第4条 障害者福祉専門分科会に、身体障害者の障害の程度、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく医師の指定及び取消に関する事項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。）の指定及び取消に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉審査部会を置く。

2 児童福祉専門分科会に、里親の認定に関する事項、児童の措置及び児童虐待等による死亡事例の検証に関する事項、特定教育・保育施設等における死亡事故等の検証に関する事項並びに社会的養育推進計画に関する事項を調査審議するため、措置・里親審査部会を、保育所及び家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議するため、保育所等認可審査部会を置く。

3 審査部会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 審査部会に、審査部会委員の互選による部会長1人及び部会長の指名による副部会長1人を置く。

（会議）

第5条 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

2 専門分科会及び審査部会の会議は、審議会について定めているものの例による。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる組織において処理する。

- (1) 審議会、民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉局地域福祉部社会課
- (2) 障害者福祉専門分科会 健康福祉局障害福祉部障害企画課
- (3) 老人福祉専門分科会 健康福祉局保険高齢部高齢企画課
- (4) 児童福祉専門分科会 子供未来局子供育成部総務課
(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成12年5月9日から施行する。

2 仙台市社会福祉審議会要綱（平成元年6月2日審議会決定）は、廃止する。

附 則（平成18年4月27日改正）この改正は、平成18年4月27日から実施する。

附 則（平成21年4月22日改正）この改正は、平成21年4月22日から実施する。

附 則（平成22年6月30日改正）この改正は、平成22年6月30日から実施する。

附 則（平成25年6月26日改正）この改正は、平成25年6月26日から実施する。

附 則（平成27年4月22日改正）この改正は、平成27年4月22日から実施する。

附 則（平成29年4月19日改正）この改正は、平成29年4月19日から実施する。

附 則（令和元年6月12日改正）この改正は、令和元年6月12日から実施する。

用語説明

この用語説明は主に、本計画で用いられている福祉に関わる用語を解説したものです。

あ行

アウトリーチ支援

様々な手法で、支援等を必要とする方に必要なサービスや情報などを届けること。例えば、福祉分野では訪問支援や相談会の開催など。


意思決定支援

認知症や知的障害、精神障害などにより、自分で判断することや自分の意思を表すのが難しい人について、その人に合った方法で必要な情報を伝え、その人の意思や考え方を引き出し、その意思にもとづいて、その人らしい暮らしができるよう支援すること。

か行

仮釈放

犯した罪を悔い、反省しており、立ち直りが期待できる懲役や禁錮（きんこ）の受刑者について、円滑な社会復帰を図ることを目的に、刑期が満了する前に仮に釈放すること。仮釈放の期間（残りの刑期）が満了するまで保護観察を受ける。

 保護観察（123ページ参照）

仮退院

少年院在院者について、改善更生が進み、かつ退院後の適切な生活の場がある場合は、収容期間の満了前に退院を許されることがある。収容期間の満了または退院の決定があるまでは保護観察を受ける。少年院出院者の99%以上が仮退院となっている。

起訴猶予

犯罪をした疑いは十分あるものの、その者の性格や年齢、境遇、犯罪の軽重、犯罪後の状況などを考慮し、起訴をしないこと。

協力雇用主

犯罪や非行をした人であることを理解したうえで雇用し、就労を通して立ち直りを支援する事業者。

権利擁護

本計画では、認知症や知的障害、精神障害などにより、自分にとっての利益・不利益を判断することや、自分の考えを表すのが難しい方について、身体的・精神的・経済的な被害（虐待など）から守るための対応をすることをいう。

後見活動

後見人による支援活動のことで、大きく、本人のために診療・介護・福祉サービスなどの利用契約を結ぶ「身上保護」、本人の預貯金の出し入れや不動産の管理などを行う「財産管理」がある。

後見人候補者

成年後見制度の利用について裁判所に申立てをする際、後見人になってほしい人、あるいは後見人にふさわしい人として、裁判所に推薦する人のこと。ただし、後見人は、裁判所が最もふさわしいと判断した人を選任するため、推薦した候補者が選任されとは限らない。

子ども家庭応援センター

妊娠期から出産・子育て期にわたり、子どもや子育て家庭全般を総合的に支援する目的で、市内5区役所と宮城総合支所に令和2年度に整備された体制のこと。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

（33ページ参照）

さ行

災害時要援護者

高齢の方や障害のある方などで、大きな災害が発生又は災害が発生するおそれのあるとき、災害情報の入手や自力で避難することが困難な人。

災害ボランティア

台風、豪雨などによる風水害や地震、津波などの災害が発生した際に、被災者支援、被災地復旧活動や復興活動を目的に行われるボランティア活動のこと。またはそうした活動に従事するボランティアのこと。

サロン（活動）

地域の高齢者や障害のある方、子育て家庭などが、身近な地域で集い、交流や仲間づくりを行うための場、またはそうした活動のこと。

支援会議

生活困窮者自立支援法により規定される会議。生活にお困りの方の早期把握や自立支援に向けて、関係機関等で情報共有や必要な支援体制の検討を行う。

社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。7月を強化月間とし、小中学校などと連携し、広報啓発活動を展開している。

住宅確保要配慮者

住宅セーフティネット法に定められている、以下のいずれかに当てはまる人のこと。低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している人、その他住宅の確保に特に配慮が必要な人。

住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者を民間賃貸住宅に入居しやすくするため、家賃債務保証の提供、住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する、都道府県により指定を受けた法人のこと。

 住宅確保要配慮者（前項参照）

住宅セーフティネット

住宅を独力で確保することが困難な方々に対して、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるように支援する仕組みのこと。

障害者自立支援協議会

障害者総合支援法に規定される機関で、障害者福祉等に関わる地域の関係者等が集まり、個別の相談支援事例から明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて障害者等への支援体制の整備を進めることを目的に設置される協議会のこと。

障害者相談支援事業所

障害のある方やその家族、地域住民の相談に応じ、訪問等による各種相談や支援活動を通じて、地域での生活を支援する事業所で、市内に16か所設置されている。

小地域福祉ネットワーク活動

（28ページ参照）

情報アクセシビリティ

主に高齢者・障害者等をはじめ、全ての方々が、情報通信機器やソフトウェアの操作、およびそれらによって行われる情報の送受信について、支障なく利用可能であること。

情報保障

障害のある方が情報を入手するにあたって、代替りの方法（手話、要約筆記、点字、音声データなど）を用いて情報が得られるよう必要な支援を行うこと。

自立相談支援事業

生活困窮者自立支援制度の中心的役割を担う事業で、生活に困りごとや不安を抱えている方、またはその家族などの相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた情報提供を行ったり、支援計画を作成したりして、専門の支援員が寄り添いながら自立に向けた支援を行うもの。

☞生活困窮者自立支援制度（次々項参照）

生活困窮者

生活困窮者自立支援法で定義される、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、「働きたくても働けない」「住む所がない」など、様々な事情により生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、就労、住居、家計改善、子どもの学習などについて、一人ひとりの状況にあった支援を行う制度。

本市では仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」等が相談窓口になっている。

生活支援コーディネーター

地域に共通する課題の把握や分析・地域づくりに係る団体や関係機関の間のネットワークづくりなどを通して、高齢者を支えあう地域

の体制づくりを進める役割を担う人。

本市では市内52か所（令和3年3月現在）ある各地域包括支援センター及び市社会福祉協議会5区・1支部事務所の職員がその役割を担っている。

☞地域包括支援センター（122ページ参照）

☞仙台市社会福祉協議会（本ページ参照）

仙台市基本計画

「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」をまちづくりの理念に掲げ、21世紀半ば（2050年頃）を見据えた仙台市の目指す都市の姿と、その実現に向けた市政全般にわたる施策の方向性を示した、本市のまちづくりの指針となる長期計画。

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法及び介護保険法に基づいて、高齢者が地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される、地域包括ケアシステムの実現に向けた各種施策の展開を図るために策定される計画。

☞地域包括ケアシステム（14ページ参照）

仙台市社会福祉協議会

昭和26年に設立された、地域福祉の推進を目的とする民間団体で、住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民の福祉活動の推進、関係機関・団体等の組織化や連絡調整の活動等を行う社会福祉法人。

仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画・仙台市障害児福祉計画

それぞれ、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づいて、障害のある方もない方も一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感ぜられる社会の実現に向けて各種施策の展開を図るために策定される計画。

仙台市すこやか子育てプラン

子ども・子育て支援法や児童福祉法などに基づいて、「子どもたちが健やかに育つまち仙台・子育てのよろこびを実感できるまち仙台」の実現に向けて、子どもの育ちと子育て支援に関わる各種施策を体系的に定めた計画。

仙台市ホームレス自立支援等取組方針

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びその規定に基づき策定された「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に基づき、本市のホームレスの実情を踏まえ、本市が取り組むべき施策や方針を定めるために策定された方針。

仙台市路上生活者等自立支援ホーム

ホームレスの人々に対し、宿泊場所や食事などを提供するとともに、入居者に対して就労や住居の確保などに向けて必要な支援を行い、その自立を支援することを目的とした施設。

た行

地域移行（支援）

障害者支援施設などに入所している方や精神科病院に入院している方が円滑に地域生活へ移行できるように、住居の確保や地域生活移行のための相談支援、外出時の同行支援などを行うこと。

地域ケア会議

地域の関係団体や、多職種の専門職の協働により、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備などを進めるため、市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のこと。

地域生活支援

障害のある方が自立した日常生活または社会生活を送れるよう、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な支援を行うこと。

地域における公益的な取組

社会福祉法人がその専門性を活かし、地域の関係機関等との連携を図りながら地域の課題に取り組むこと。社会福祉法において、全ての社会福祉法人が実施に努めなければならないものとされており、次の①～③の全てを満たす必要がある。

- ①社会福祉事業・公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスである
- ②対象者が日常生活・社会生活上の支援を必要とする者である
- ③無料・低額な料金で提供される

地域福祉活動

身近な地域における日常生活上の課題解決に向けて、地域住民や福祉関係者が互いに協力し、誰もがその人らしく安心して充実した生活を送れるような地域社会をつくっていくための活動。

地域包括支援センター

高齢の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護や医療、健康づくりなど、さまざまな面から支援を行う高齢者の総合相談窓口。介護予防サービスの紹介や関係機関との調整、虐待防止などの権利擁護活動を行う。

[☞ 権利擁護（119ページ参照）](#)

地域防災リーダー

仙台市地域防災リーダー（SBL）のこと。町内会長などを補佐しながら、平常時には地域特性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画運営、災害時には地域住民の避難誘導や救出・救護活動の指揮などを行う役割を担う。

地区社会福祉協議会

地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、住民が主体となり、概ね小学校区や地区連合町内会の範囲で組織された任意団体。小地域福祉ネットワーク活動や地域内の福祉活動の推進などを行っている。本市には、104の地区社会福祉協議会（令和3年3月現在）がある。

[小地域福祉ネットワーク活動（28ページ参照）](#)

町内会

一定の地域に住む人々が、日ごろから親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通するさまざまな課題をみんなで協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動している住民自治組織。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる身体的、精神的、性的な暴力。

な行

日常生活支援住居施設

無料低額宿泊所のうち都道府県知事等から認定を受けた施設で、福祉事務所長の委託を受けて生活保護受給者を受け入れ、生活課題に関する相談、その方の状況に応じた家事等に関する支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理の支援等の日常生活支援を行う施設。

任意後見（制度）

将来、自分が認知症などにより判断能力が十分でなくなった場合に備えて、あらかじめ、後見人になってほしい人を選び、代理してほしいことについてその人と公正証書で契約（任意後見契約）を結んでおく制度。

これに対し、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所への申立により、家庭裁判所が選んだ後見人等が後見活動を行う制度を法定後

見制度という。

[後見活動（119ページ参照）](#)

任意後見監督人

任意後見制度による後見人が任意後見契約の内容のとおり、適正に仕事をしているかを監督する人。

は行

バリアフリー

障害のある方、高齢者、妊婦や子ども連れの人をはじめとした全ての方々が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去し、新しいバリアを作らない共生社会の実現に向けた概念であり、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処すること。

微罪処分

警察等が検挙した事件で、検察官があらかじめ指定した軽微な成人の事件について、検察官に送致しない手続きをとること。

福祉避難所

指定避難所で生活を続けることが困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために、必要に応じて開設される二次的避難所。

保護観察

罪を犯した人や非行のある少年が、実社会の中で立ち直りを果たせるよう、保護観察官と保護司が協働して、面接などにより生活状況を確認し、健全な生活のための指導や助言を行ったり、自立した生活のための援助を行ったりするもの。保護観察処分を受けた少年、少年院仮退院者や仮釈放者、保護観察付執行猶予者などが対象。

[保護司（次項参照）](#)

[仮釈放（119ページ参照）](#)

保護司

(51 ページ参照)

ま行

民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けボランティアとして活動する非常勤の地方公務員で、自らも地域住民の一員として、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助（福祉サービスの紹介や障害者・高齢者世帯等の見守り等）を行う人のこと。全ての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもたちの見守りや子育て家庭の支援等も行う。(32 ページに囲み記事掲載)

や行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。また、そうしたデザインのこと。

要援護者支援体制

地域でできる取り組み（平常時からの顔の見える関係づくりや災害時の助け合い等）を進め、災害時要援護者を地域全体で支えあう体制のこと。

 災害時要援護者 (120 ページ参照)

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもなど児童福祉法により規定される要保護児童や、出産後の養育について支援が必要な特定妊婦の早期発見及び適切な保護を図るため、保育施設や学校、警察などの関係機関が連携して必要な情報を共有し支援を行うことを目的として、地方公共団体に設置される協議会のこと。本市では各区・宮城総合支所に設置されている。

ら～わ行

老人クラブ

概ね 60 歳以上の方で構成される組織で、自らの老後を健康で実り豊かなものにするために社会奉仕活動や生きがい・健康づくり活動等を行っている任意団体。